

行政書士 しおか

- ・コンプライアンスについて
- ・特集・著作権



静岡県行政書士会

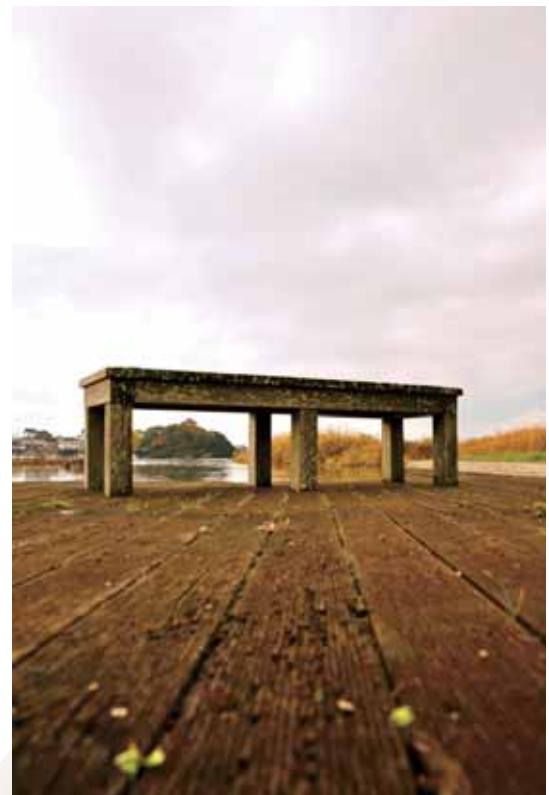
趣味のコーナー

静岡県行政書士会フォトギャラリー

秋 の 風 景



落ち葉の公園 沼津支部 杉本会員



屋外にある椅子 沼津支部 杉本会員



曼珠紗華 沼津支部 杉本会員

行政書士の品位保持と法令遵守

講師 水窪支部 奥山 浩行 会員

【現地レポート】このレポートは、平成22年8月24日(火)に開催された静岡支部主催の「コンプライアンス部の取り組み」に関する講話を誌上公開する目的で編集したものです。説明不足の部分がありますことを予めご了承ください。

(広報委員会)

私の学んだこと

官と民の違いは、官は、法令など官が定めたものを官報や公報等に掲載すれば国民に周知、徹底したことになり、それにより国民は知っているものとなります。これに対し民は、官報など見ませんから官が定めたことなど知らなかったとするのが一般的です。そして、それを埋めるのが行政書士の業務であると思っています。

佐久間町役場を退職後、尊敬する先輩から地域貢献、恩返しのつもりで司法書士でも、行政書士でも、開業しろと言われました。しかしながら、司法書士は無資格、今更、勉強しても追いつくまいと考えた結果、行政書士ならばその資格はありますから、長年お世話になった地域のためと登録することにしました。

しかしながら、登録してすぐ併せて地方議員にもなり、軽はずみだったことを知りました。なぜなら、両立させるには時間がない。勉強することが余りにも多いことがわかったからであります。

因みに、当時、佐久間町管内には、弁護士も、司法書士も、税理士もおらず、車で一時間ほどのところに調査士と行政書士が各一人いました。謂わば、空白地でしたから、開業して、すぐ相続、農地法と数は少なくともお客様がお見えになりました。

今、思えば、それが今日の私の原点であり、先輩と共に地域の人々の温かいご支援に感謝しています。

さて、行政書士となって私の学んだことは、多くの会員との交流の中で、民間人の考え方というものが少しずつ理解できるようになったことです・・・というのは、こんなときは、こんな風に考え、あるときは、こういう風に理解する、官とは違うなぁということを遅まきながら知ったということです。

このことは、私の議員生活にも大きく役立ちました。



それは、官出身者らしさを少しづつ消して来たと選挙民から徐々に認められるようになったことです。

そして、選挙民だけでなく、遠く離れた地域の行政書士の方々と話し合う、それも家族のような雰囲気の中で新しい情報を得ることができ、とっても楽しみな日々が過ごせたと言うことです。私は、その気持ちを大切にして役員活動をさせて頂き、少しでも地域のため、市民のために役立つ喜びを感じることできる人生を過ごすことができたということです。今は、官を退職して、行政書士になったことを誇りに思う日々に感謝しています。

行政書士会の役員になって

役員になって8期、16年目になりましたが、この間、お知り合いになった会員、分けても役員の方々は数多く、どなたも私を多くの会員同様に接してください、会員になっての違和感はありませんでした。もしこれがなかったら、今の私はないと思っています。また、本日、これまで皆様にお話しする機会もありませんでしたがここで関係各位に感謝の意を表する次第であります。

役員になった経緯は、行政書士会に入会して3年、当時の理事が高齢を理由に退任され、当時の副支部長(今も副支部長をお願いしていますが)隣町の議会議長になられたため、やむを得ず本会理事を引き受けるはめになったことが今日に及んでいます。

公務員の場合、採用と同時に縦割り組織の中で初級

職員研修、窓口研修があり、日々、市民と接する中で先輩から手取、足取りで実務を重ねるのが当時は当たり前でした。中級職員になるまでには、法改正の都度、説明会があり、難しい法改正の場合は、数回の研修会があり実務をすすめる体制ができています。中級職員になると職員研修所で専門研修を宿泊研修の形で受けます。上級職になる前には、監督員研修などで法制執務などを学び、条例等の立案技術などを習得した経緯を経て、管理職が視野に入るというシステムができていました。

しかしながら、行政書士には、こうした長年に亘るシステムは構築されていない中、公務員並みに知識と実務が要求されています。そうした観点から、新入会員研修の充実を感じましたし、各種講習会の必要性も理解できました。ただ、月に一度の常任理事会や年数回の委員会活動を中心とした現体制の下では、これに加えて新たな業務分野の講習をすすめる一方で、質を高めるための講習会等をすすめることは、率直に申し上げて思うに任せないものがあることも事実で、今後は、本会と支部がこうした分野を棲み分けすることも検討する必要があるとも感じています。そのことについては、本会ホームページに支部開催事業を紹介するコーナーを設けたり、情報交換することは静岡支部を中心に徐々に進められつつあることは、評価すべきものと思っています。

現段階では、本会が広報をすることに止まっていますが、今後、今申し上げました棲み分けするとなりますと、今以上に継続性を担保する仕組み、すなわち、事前調整、例えば、次年度計画が予算編成段階で支部と本会で調整する必要性があります。

法令遵守という観点からは、法令等は守るべきものであり、行政書士は、国が定める行政書士法や施行規則等に加えて、監督官庁の認可を得た連合会会則や単位会会則等で規制を受けています。しかも、他法に定めるものを除くなどとあり、業務範囲も曖昧であり、その対応は、業界問題に関する関係各官公署や許認可に絡む行政不服の申立分野に行政書士が関与できる法改正が必要とされ、現に、本会としてもそうしたこと無関心では居られないということから、9月の支部長協議会後に開催する議員懇談会の開催方法に工夫を凝らすことを検討中であることをご報告申し上げます。

監察（業務分野から見る）

業界問題につきましては、法令遵守の観点から、綱紀や監察という制度が生まれ、これらを守らないものを律するという制度を作り、一定の基準によって処置することになっています。

監察というのは、いわゆる非行政書士の排除を目指したもので、行政書士業務を他に犯されることのないよう摘発するシステムであります。

監察委員会改め法務委員会が行う監察活動は、行政書士制度利用者をはじめ、支部、会員、官公署などから非行政書士、偽行政書士などの疑いのある行為を行ったものの問い合わせや通報を受けて、行政書士法の違反行為を摘発し、注意や勧告、警告、場合によっては告発をする任務を担っていますが、最近は、個人情報保護の観点や電子申請などから摘発が困難になっています。

したがって、会員の皆さんからの情報提供に期待していますが、限界があります。ただ、最近はインターネット上で非行政書士行為を見付けた会員からいくつかの報告があり、監察に回すか否かを検討中のものがあります。

綱紀（守るべきものを守らないときに罰する）

次に、綱紀というのは、行政書士が他法、すなわち、弁護士とか司法書士など他の士業分野を犯したり、個別法で定める業務に違反する行為をしたときなど、その行為を戒めることを行うものであります。当然のことながら、行政書士法やそれに基づく法令は言うに及ばず、連合会や本会が定める会則その他に違反する行為についても同様のことが言えるものであります。

因みに、綱紀制度の誕生は、昭和36年、西暦1961年の法改正、即ち、行政書士を都道府県に設置した行政書士会に強制加入としたときからで、高度経済成長に合わせて行政書士制度確立が進むと同時に行政書士に品位保持を求めた結果と思われます。

一方、監察制度については、綱紀に遅れること22年後の昭和58年、1983年で行政書士制度による業務範囲が徐々に明確化されるに伴い、その業務範囲を犯す者に対して行政書士会が防御態勢を整えたと言ふことだと思われます。

このことからもわかるように、綱紀と監察に関する行政書士会の取り組みは、試行錯誤を重ねながら業務範囲の確立に向け進められたことがわかります。

こうした先人の努力をわれわれは忘れることがあってはならないと思いますし、安易に業務拡大を叫ぶだけでは、実のある成果は得られないとも思います。

法規（法令遵守、守るべきもの、自らを律する）

そうした中、昨今は法令遵守が声高に言われるようになりました。法令遵守は、自らを律することに加えて、自ら資質の向上を図るということが求められています。

遵守という言葉は、きまり、法律、道理などに従い、それを守ることであります。それには、知識、経験、技術といった能力に加えて情報といったものを学び結合することを心と頭、体で覚えなければできないことがあります。よく聴いて、よく見て、よく調べて、よく考えなければ身につかないといわれます。

学ぶ力は、聴く力が必要で、研修会、講習会に参加したら簡単に解決する問題ではないと思います。みなさんいかがでしょうか。加えて、考える力（よく見る、よく聞く、よく調べる）も、話す力（知識、経験、技術、情報、言葉）も必要と思います。こうした努力が自らの資質向上と自らを律することにつながるとものと思います。

経理（会費の未納・滞納）

本会会費については、支部の全面的協力の下、毎年、完納となっております。

このことについては、支部長協議会をはじめ理事会でも、担当よりお礼を申し上げておりますことはご承知のとおりであります。

会費の徴収については、会費滞納者と未納者とを区分します。未納者とは、納めるべきものを納めていない者を言い、滞納者とは、納付する義務がある者が、定められた期限内に納めない者を言います。

本会は、会則第12条の5に会費滞納者に対する処分の手続きを定め、最終的には、法的手続きをによる支払督促を行い、債権回収することとしております。

そうなった場合には、廃業の勧告を行うほか、処分の公表、知事に対する措置要求まで想定した会則となっております。

一方、支部会費の徴収については、司法により法的解釈がなされております。

それによりますと「支部は、本会の下部組織とはいえない、本会とは別人格の権利能力のない社団として当事者能力を有する。」とされ、訴訟能力を認めておりま

す。

これによると、支部について、本会会則等の規定内、かつ、支部総会で議決した規約等に基づいている限り等、いくつかの前提条件の下で、支部会費は、支部の目的達成に必要な経費に充当するためのものであり、その支部会費の支払を定めた規定は、有効とされ、強制執行が認められています。

支部の目的達成に必要な経費については、支部構成員の合意が必要であり、無制限に徴収できるとまでは言えません。したがって、事業計画に基づく予算・決算がきちんと為される必要があります。そういう意味で、公益法人会計基準を満たす支部会計になるよう本会としても指導しているのが実情であります。

会費の問題について日行連は、滞納者について「見なし退会」を法制化するよう議員立法を要望するとしていますが、現時点では「団体の目的を遂行するために必要な経費をその構成員が負担すべきことは、その団体が強制加入の団体であるか否かに拘わらず全ての団体に通じる原則」とする司法判断から見て、その団体構成員の資質に関わる問題とされ兼ねず、当会だけでなく、各単位会の努力が求められるとして「見なし退会」の実現は容易でないのではないかと思います。

そういう意味で、いくつもの単位会から本会の会則について照会がありますことでおわかりのように、当会の会費完納は、会員意識の観点から高く評価されていることを会員各位に知って頂きたく、敢えて、申し上げたところであります。

コンプライアンス部の取り組み

行政書士の義務規定遵守

次に、コンプライアンス部の役割について少しお話をさせて頂きます。

法令遵守には二種あり、

一つは、行政書士法若しくはそれに基づく命令、規則等の遵守行為であります。このことは、行政書士として初步の初步でありますが、遺憾ながらこれができない行政書士がいることは事実です。

例えば、事務所が替わっても届けないと、新入会員研修を受けないとがあります。この際、代表的なものを申し上げますと

帳簿の備付け及び保存、信用又は品位保持、これは後ほど申し上げます。報酬額の掲示、三大義務と言われる依頼に応ずる義務、守秘義務、会則の遵守義務等

が法に定められています。法施行規則では、事務所の表示、報酬、他人による業務取扱の禁止、補助者の届出、業務の公正保持、業務の迅速処理、依頼の拒否、書類等の作成、領収証のほか行政書士職印が規定されています。これらに違反した行為は、処分の対象になることを覚悟してください。

個別法に基づく業務の法令遵守

二つ目は、個別業務に関する違反行為があります。これは、千差万別、いろんなケースがあるため、ケースバイケースになりますが、取り組みが難しいのは、法第14条の3第1項にある「何人も、行政書士又は行政書士法人に懲戒事由に該当する事実があると思料するときは、都道府県知事に対して当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。」規定があります。

これに関しては、会則第11条第2項に「会員は、法第14条の3第1項に規定する事実があると通知されるおそれがある場合は、直ちに書面により会長に報告しなければならない。」規定を定めております。

少し解説しますと、ここでいう「何人」は、どういう人、どんな人、なん人、だれでもをいう・・・とされています。したがって、特定できない人、すなわち、匿名といえども・・・と理解する必要があります。

また「直ちに」は、最も時間的・即時性が高く、いっさいの時間的遅延を許さない趣旨で、ある行為を命じる場合に用いる言葉です。したがって、これに違反して遅れた場合には、単に「不当」というだけでなく「違法」となる場合も少なくないと言います。

これにより、報告がある場合とない場合とでは、対応の仕方が異なることになりますので、ご参考までに報告ありの場合を申し上げますと

1. 会則第11条（責務及び報告等）第3項により、前項（通知されるおそれがある場合をいう。）の報告があった場合は、報告された事実について同第11条の7に定める会員に対する指導及び調査を行い、その事実があると認めるときは、軽微の事案を除き、その事実を知事に報告するとともに、綱紀委員会に通知し、同第12条に定めるところにより必要な処分を綱紀委員会に諮問しなければならないとされています。

ただし、知事に報告した以上、その処分を知事が行うか、本会が行うかを見極めなければならないことに留意する必要があります。

2. 一方、報告なしの場合は、有りの場合と違って、会則第11条を適用することができません。したがって「直ちに」の規定に違反しているため、不当、かつ、会則違反となります。この場合には、会則第12条の7（措置要求）の定めるところにより、事案の輕重を問うことなく、知事に対し、その事実を報告し、必要な措置をとることになります。

しかしながら、条文をよく読むと「求めることができる。」という文言から見ると、「しないこともできる。」とも解釈することができないこともないことから、例えば、その事実に争点がない交通事犯のような場合は、定められた基準に基づき本会が処分を行って、その旨を知事に報告したり、特に重大な非行に当たる場合は必要な措置を求めたりすることになります。

一方、争点がある場合は、その事実関係を調査するための時間が必要なことから、知事に報告し、事実関係の解明を待って、必要な措置を求めるや否やを決定することになりますが、事案が多岐にわたることが想定されるため、予め、その手続きを定めることが困難であることに鑑み、先例に照らした対応策を考えなければなりません。

よって、事実関係の解明とそれに基づく先例等の調査のスピードアップを図るため、担当するポストを設ける必要性から、コンプライアンス部を設けたところであります。

なお、個別法に基づく法令遵守については、本会より全会員に通知した文書がありますので、お読み頂ければ幸いに存じます。

役員の法令遵守

一方、役員に対しては、職務執行に当たり行政書士法や個別業務毎に定められた法に基づく業務処理に当たり、一般会員が業務違反を行わないよう、指導と助言を行っているや否やをも看守することもコンプライアンス部の役割とされています。

さらに、処分の程度が適切か否か、綱紀委員会に諮る前に判例、事例、前例、先例などの情報提供するのもコンプライアンス部の役割とされています。

また、役員が、会員に対し、コンプライアンスについて事前予防措置、即ち職業（行政書士）倫理の涵養を図っているかを看守する役割をコンプライアンス部に課しています。このことは、苦情解決及び業務相談取扱要綱のQ&AのQ2の対象者の中で説明しておりますので、そこをお読み頂ければご理解が頂けると存

じます。

苦情解決と業務相談についての考え方は、会員が業務に関し、問題があれば罰するのが目的ではなく、会員を家族同様に考えて指導と助言及び事前予防措置の研修等の参加状況、業務に対する県民からの理解と信頼の確保に、どのように努めているか・・・を看守することにあります。

ホームページ（自己責任を問う）

次に、ホームページに関するトラブルが増加していることをお話しします。

法曹界は、勝つか負けるしかない。妥協するとすれば和解しかないといいます。

2002年の司法書士法の改正により、認定司法書士が誕生し、簡裁代理権が付与されました。これにより、弁護士業務の一部が解放されたことは、ご承知のことと存じます。

これにより、弁護士会がいう「非弁活動」だけでなく、司法書士会からも「民事法律扶助制度」に違反するとする苦情等が寄せられるようになりました。

その内容を見ますと、法律相談、代理援助、裁判や調停、和解、紛争解決、交渉代理、裁判所提出書類作成援助といった言葉から違反行為を割り出そうとしていることは明らかであります。

例えば、連想ゲームのように、借金、消費者金融、架空請求、支払督促、振込詐欺、クレジットカード、過払い、返還請求、債務整理、法的トラブル、自己破産、個人再生、損害賠償とか手数料という言葉から行政書士のホームページを検索し、行政書士排除活動を行っているといつてもいいかもしれません。ホームページを開設している会員は、一度、こうした言葉を不用意に記載していないかホームページ作成者に調査せたり、異常アクセスがないか注意する必要があります。

もし、弁護士会や司法書士会から、そういう問いかわせがあった場合は、直ちに、本会に報告なり、ホームページの内容を提供するなどして、素早い対応を自己責任で行うしかないと承知ください。

素早い行動が、トラブルを大きくさせない予防措置につながるかと存じます。

特に、法整備により過払い問題が減少する傾向があるため、新たにこの分野に進出した若手の弁護士や司法書士グループからの摘発に留意して頂きたいと存じます。

苦情解決・業務相談

苦情解決や業務相談について、システム構築の考え方についてお話ししたいと存じます。

はじめに、このことは「行政書士しづおか」に苦情解決及び業務相談取扱要綱Q & Aでお知らせしておりますので、その辺は省略しながら、申し述べたいと存じます。

苦情解決や業務相談システムは、苦情又は相談が来ただけで、あるいは、その手続きに関与しただけで責任を問われるを考えるのではなく、紛争を一部の権利・義務の問題と捉え、解決できるか、できないかではなく、その苦情をしっかりと受け止めることで、相談者の苦情に対する意識改革につなげたいという姿勢で取り組みたいとして設けられたシステムです。

同じ資格を持つもの同士の問題は、当該行政書士の能力に格差があることを承知しながら、コンプライアンス担当者は、各人を平等と意識して、問題に取り組むことが必要と考えています。

したがって、基本姿勢は、相互信頼を醸し出すことに全力を傾けることになります。

それには、人柄や能力を的確に評価することが必要ですが「言うは易く、行うは難し」であります。

こうしたことを継続することは、組織にとって欠くことのできない重要課題です。

苦情申出、あるいは業務相談の最近の事例から、会員が留意すべき事項として、本会が行った指導と助言の内容を少し、情報提供します。

事例から申し上げますと、はじめに事務所経営のマニュアルがあるかどうかを聞いております。これは、法令遵守の裏付け資料となるもので、コンプライアンス部としては、会員が事務所経営にどういった気配りをしているか知るためにお聞きしています。

このことは、依頼を受けて、受託し、契約書を作成するまでの過程、即ち、受託に当たり作成するであろう契約書の作り方や見方、委任状の作成方法、さらには事件簿への記載までをどういった過程で行っているかをお聞きし、そこに問題がないかを確認するものです。依頼者等からの苦情は、事務所を訪れたときの応対からはじまり、報酬の受領までの過程で発生するか予測できません。したがって、苦情申出に真摯に対応するには、受任から報酬の受領までを再現しなければ、納得のいく解決はないというのが現実です。

また、運良く業務受託になったときでも、当たり前

のことですが依頼の範囲が行政書士業務の範囲を超えていないことを確認することが恒常的に行われているかを確認することも極めて重要な要件であります。

したがって、苦情解決又は業務相談でお見えになられるときには、委任状、契約書、事件簿、職務上請求書、請求（領収）書の控、事務処理のマニュアル、事務所のパンフレット等々をお持ち頂くことを原則としています。

このことは、会則第11条の7（会員に対する指導及び調査）第1項にある「会員から報告を徴し、又は質問し、若しくはその会員に必要な指導を行う」規定のほか、第2項には「必要あると認めるときは、会員の業務を調査」、そして、第3項には「会員は、報告、質問及び調査に協力し、並びに指導に従う義務」規定がありますので、それを基礎として苦情解決の道筋を探すこととしています。

コンプライアンス部長の役割は「行政しづおか」に掲載したQ & Aに添付してある「苦情解決・業務相談システムフローチャート」にあるように、苦情解決責任者や同受付担当者、業務相談解決責任者と業務相談受付担当者、時には専門委員会担当者が行う先ほど申し上げました「報告から指導まで」に参画し、その中から法令遵守上の問題点を把握するのが役割です。したがって、検事でも、弁護士でも、裁判官でもありません。謂わば、オーケストラ・ボックスの裏方役である調律師と心得ています。また、事案聴取調書の作成内容に問題点はないか・・・などをチェックしたり、報告、調査、質疑応答に立ち会い、課題に対する指導内容や助言が適切や否や、あるいは法令違反にならないかなどに注意しながら、事案処理に当たっているというのが実態です。

苦情解決や業務相談は、事案毎に聴取調書を作成する必要があります・・・と申しますのは、電話や面接の状況、受付簿、受付報告書、話し合いの結果の記録、苦情の解決又は約束事項の通知、結果の記録と通知等の全てを記録・保存することにより、後日、問題が再発した場合、あるいは事件化したときに「話し合いの状況や指導・助言内容」等、解決に至る経緯が鮮明に再現できるようにするためです。

最近、何かと言えば「マニュアル、マニュアル」と言います。少し余談になりますが、私が承知したのは、昭和36年（1961年）当時の役所で始まったばかりの事務改善、今で言う「事務・事業の仕分けによる合理化」を担当するよう命じられ、「日本能率協会」の助言を

得ながら事務組織や事務処理の効率化に取り組んだ際、事務の流れを分析するフローチャートに基づき、その手続きや順序を記した文書を作らされたときでした。そのときは、まだマニュアルとは言いませんでしたが、6年後に小型コンピューターを導入した際に、その操作手順書をマニュアルとシステムエンジニアから聞いたのが始まりと認識しますが、当時使用されている言葉としては「便覧」とか「取扱説明書」というのが一般的でした。

行政書士会には、会務関係で予期せぬ廃業（急死）を余儀なくされた会員のご遺族の相談に応じるため、過去に手引きとしてまとめたものがあります。

また、後ほど触れますが「交通事犯」について、ある事件から懲戒処分基準を定めました。これは、争点が明確なため標準化しやすく、適時、的確に対応することが可能と言うことで懲戒基準をマニュアル化しましたが、様々な事案に対応しなければならない事務事業のマニュアル化は、事務処理のスピードアップや一定のレベル保持に効果は期待できますが、多くの場合、マニュアルなど予め定めておくことは、分析から作成まで時を要することから困難な場合が多く、役員の交代が激しい本会としては、時間が無いと言うのが実態だと存じます。しかしながら、こうした状況だからこそ必要とする考え方もあり、可能なものから取り組むとして、会務関係から進めていることをご報告しておきます。

一方、許認可庁は、国民の公平性を保つため一定の物差しとして、様々な事務処理についてマニュアル定め、法的手続きや許認可が恣意的にならないようにしています。これが、時には権力の象徴とされたり、批判を浴びることがあって公表に慎重になっていますが、許認可庁である官公署が定めるマニュアルは、公にされている審査条件とは異なる独自の取り扱い、同一事実に対する不統一の取り扱い、又は、その正当性に疑わしい行政指導もないとは言えないというのが、申請者側にあるとの指摘もあるところであります。

ある意味では、やむを得ないのかなと思う反面、行政書士としては、独自に定めた内部基準なるものを公開されることで依頼人の希望が叶えられるや否やの物差しになりますから、有り難いと思うのは私一人ではないと思いますが、皆様は、いかがでしょうか。

では、会員の事務所ではどうでしょうか。受任から報酬受領まで再現できる事務所づくり・・・といって

も、なかなか難しいかと思いますが、一度、作成すれば一生ものですから、まだの事務所は、ぜひ作成されることをおすすめします。事務所の流れ図は、行政書士の義務規定の遵守で申し上げた「この法律、命令、規則違反」に掲げる内容を事務所なりにわかりやすくすることで、ほぼ解決できると思われますので、一度、挑戦してみてください。ここで、ある新入会員の例を紹介しましょう。

お客様から、ある事案を引き受けました。初めての事案なので「どこから手をつけようか」と思ったとき「新入会員特別研修会テキスト」にこの事案があったことを思い出しました。早速、開いてみるとどうでしょう。申請から許可までが様式だけでなく記載の仕方まであるじゃありませんか。「しめた、これでいける」と研修会のテキストどおり書類を作成し、許認可庁に書類を提出したところ不備があると付箋で指摘され、慌てて取り下げたという例です。

その会員は、なぜ許認可庁がわかるのだろうと理由がわからず、知り合いの先輩に恥を忍んで相談したところ「マニュアルは、記載例に過ぎない。事件毎に内容は異なる。一つとして同じものはないことを知れ！」と叱られた・・・ということです。

そして「現地など実態をよく調べたか。本人に会って話を聞いたか。申請する特別な事情がないか聞いたか。その法律はどんな法律か読んだことがあるか」・・・など矢継ぎ早に質問され、何が何だかわからなくなっちゃったとき、追い打ちをかけるように「それに、不許可になる例、特例、異例、前例はないか調べたか。許認可を定めた法令だけでなく官庁が定めた指導要綱等もよく知らないということになる。」・・・と教えてもらったと言うことです。これなど、依頼を受けた経緯を再現できれば、業務相談で業務に詳しい専門委員会の助言や指導により「これこれを、こうすれば、こうなるから、こうしよう。」とか、どこそこには内部基準があるとかという助言が得られるケースだと思います。最も、専門委員会の有り様に課題があるとの指摘があることも否定し難いものがあることから、その辺り、改善の余地があるかも知れません。

行政書士は、依頼人に応えると言う観点から、依頼人が不利にならない申請書を作成して許認可を得るために、例がないか、先例や前例がないか、地域独自の内部基準や慣行はないのかを探して最善、ベストを求めることになると思いますが、それは、知識、経験、技術、情報を融合させた中から生まれるもので、マニュ

アルから生まれないという事ではないでしょうか。

次に、苦情解決や業務相談は、本会に限らず、支部にもあることを想定しています。

それは、Q & A 5 のその他の事項 Q26 にありますように、こうした問題は、身近な支部に申し出たり、そうした情報は支部にもたらされる、あるいは、得られやすい面があることから、直ちに本会に報告するなど、本会と支部が一体となって取り組みたいとしています。

このことは、先ほど会費のところで申し上げましたように、本会と支部との関係からも言えることでありますので、支部役員の方々には、十分ご承知頂き、ご協力のほどお願い申し上げます。

一方、官公署からの苦情申立にも応じる用意があることを Q & A 4 の官公署からの情報提供という Q24 と Q25 でお答えしております。

「行政書士しづおか」は、日行連をはじめ全国の単位会、県内の全自治体に配布されています。したがって、いくつかの単位会から要綱や様式、マニュアルの存在などの問い合わせがあったほか、県内の自治体からもいくつかの問い合わせがありました。自治体からの問い合わせは、申請人から苦情があった場合、どこで受付しますかということと、受任者である行政書士に苦情を持っている申請人を自治体から申し上げることはできないが、申請人に窓口を教えてもいいかというものでした。この一年、この要綱に問題がなければ、理事会の議決を経てホームページ等で公開することになりますが、その際には、支部でも受付をすることになります。したがって、先に、支部長さん方に「苦情解決・業務相談の電話、面接メモ」なるものをマニュアル化したものをお配りいたします。

先ほど申し上げました「自治体からの問い合わせ」に対しましては、苦情対象者が行政書士の業務から生まれたものであれば、お近くの支部又は本会の所在地・電話番号などお知らせ下さいとし、お伝えしてございます。

ただ、現時点では、官公署からの情報提供はありません。

このように全国の単位会や自治体から問い合わせがあるという事実は、法令遵守が全国的に問題化していることを示しています。そういう面では、静岡会が先鞭を切った証でもあると存じます。

だからといって「これでよし」とはならない問題で

あります。

業務拡大や法改正、つまり行政不服審査法や見なし退会の実現などを言う前にやることがあるだろう」という問に対する答えは「法令遵守」ということであります。

この具体的進展と相まってが前提にあることを指摘しておきたいと存じます。

品位保持

セクハラ（セクシャル・ハラスメント）

次に、最近のコンプライアンスで様々な問題があるのがセクハラです。セクハラは、人によりパーソナル・スペース（他人に立ち入られると不快感を覚える距離と言われています）が異なるため、難しい問題ですが、された本人が嫌な気持ちであればセクハラと言われても仕方がないといいます。

特に、性にかかわって人間性を傷つけることや職場等で相手の意に反して、特に女性を不快・苦痛な状態に追い込み、人間の尊厳を奪う、性的な言葉や行為、性的嫌がらせは、問題が問題だけに、その取り組みは難しいと思っています。

こういうふうに申し上げていると対女性問題と受けとられがちですが男女雇用機会均等法、平成19年4月1日改正で男性に対するセクハラも対象になりましたので、女性といえども注意が必要になりました。したがって、補助者をはじめ使用者がある場合は、雇用主である女性行政書士にも取り組んで頂けなければなりません。

この問題は、こじれますと親告罪ですから加害者の処分や訴訟に発展するケースも多く、軽視すると思わぬトラブルとなりかねませんことを申し上げておきます。

いずれにせよ、セクハラ問題は、今や止どまるところを知らないと言っても過言ではないと思います。例えばメール、性や愛情問題に関する事だけでなく、絵文字や文言に受信者の心の中を覗くが如きものがあり、それを不快と感じればセクハラになるとの見解も示されるなど、情報化社会の下、心しなければならない問題と言わざるを得ません。

パワハラ（権力や地位を利用した嫌がらせ）

一方、パワハラは、多くは「仕事上のミスがあったから仕方ない、悪意はなかった、冗談のつもりだった。」

などという加害者側の言い分があるとされていますが、叱責、教育や研修という名目で行われる場合であれば、いかなる方法をとっても許されるものではなく、暴力的手段や非合法的手段は許されないとされています。

特に、権力や地位を利用した嫌がらせは、例えば、正当な叱責の場合でも、大声で怒鳴りつける、多数の面前での見せしめ・懲罰的な「公開叱責」や人格否定など方法を間違えば違法性が生じるとされています。簡単に言えば、その程度が受忍限度を超えていたり感じれば問題になるというから注意が必要です。

それには、マニュアルを作成して、事業主の方針を明確化するとともに、常に周知・啓発することに加えて、就業規則等にそれを挿入する必要があります。

交通事犯

交通事犯については、飲酒運転に対する罰則強化に伴い、公務員等、公的職務に従事する者に対する国民の目が厳しさを増しています。一方、われわれ行政書士の身分が法により認められたものであり、その業務の内容も国民の権利義務や人権に関わるなど、社会性が高いことの外、法律に基づいて業務を行う者として、真にふさわしい人格と識見を要求されています。したがって、交通事犯を犯した場合には、行政書士にふさわしくない重大な非行、かつ、品位を欠く行為として厳罰をもって臨むことになっています。

本会には、平成20年7月22日に定めた交通事犯懲戒処分取扱基準があり、その第2条第1項に懲戒処分の対象となる交通事犯が定められ、同第2項には、道路交通法施行令別表第2の違反点数を基準とすることが定められています。第3項には、斟酌すべき事情があるときは、5点を単位として違反点数を酌量軽減措置があります。

これを定めた考え方は、交通事故という否定しがたい事実に基づく処分のため、客觀性があり、争点が明確であることにあります。

第3条に支部長を通じて届出義務を課していますが、マスコミ報道が先行した場合に本会だけでなく監督官庁に取材や対応が求められることから、本基準を定める原因となった事案のように、その対応が後手、後手になり、広く県民、ひいては国民から行政書士の品位や資質を問われ兼ねないためあります。

そのことについては、第4条に「手続き」として定められており、この機会にPRさせて頂きます。このことは、事務局職員にも適用することとなっ

ておりますが、有り難いことに本日までにそうした事案の報告がありません。願わくば、この基準が未来永劫に適用されないことを希望するものであります、ご参加の皆さんも、ぜひ、ご賛同を頂きたいと存じます。

この基準制定は、緊急性があることから素早い対応をしましたが、これは平成19年度会則大改正にあたり、監督官庁が行政書士会には隠蔽体質があるとの疑いを持っているのではないかとの疑念を感じていた矢先でもあり、その対応を早めに行うことで自浄能力をアピールする機会としました。

しかしながら、これも一時的で、交通事犯でないいくつかの事案が発生し、その都度、監督官庁に馳せ参じなければならぬ状況があり、行政書士の綱紀の乱れを解消するためコンプライアンスと本会のガバナンス確立のため、コンプライアンス部を設けることにつながったことは、遺憾と言わざるを得ません。

行政書士処分の種類

行政書士に対する処分には、知事処分と本会処分があり、知事処分は、行政書士法第14条（行政書士に対する懲戒）に定めがあり、

- (1) 戒告
- (2) 2年以内の業務の停止
- (3) 業務の禁止・・・の3種があります。

この内、戒告とは、行政上、義務不履行の場合に一定期間に義務の履行を催告する通知行為とされています。

2年以内の業務の停止は、一定期間、行政書士業務の停止を命じる行為とされ、その期間中は行政書士業務を行うことができません。

また、業務の禁止は期間を定め、あるいは期間を定めることなく業務を禁止する行為で、無期限の場合は事実上、廃業状態になりますが、そうかといって直ちに廃業できるというものでもないことに留意が必要です。というのは、知事が行政書士に対して2年以下の業務の停止又は業務の禁止の処分をしようとする場合においては、知事は当該行政書士に対し聴聞通知の発送を行った後、直ちに日行連にその旨を通知しなければならないこととされています。日行連は、この通知を受けた場合、知事の処分手続き結了通知を受けるまでは、当該行政書士の登録を抹消することができないとされています。これは、2年以下の業務の停止又は業務の禁止の懲戒手続きが開始された行政書士が、懲

戒処分から逃れるため廃業届の提出による登録の抹消を制限する措置となっているからです。

知事に対する処分の手続きは、法第14条の3第1項に「何人も、行政書士又は行政書士法人に懲戒事由に該当する事実があると思料するときは、知事に対して当該事実を通知し、適當な措置をとることができる。」規定があり、これを受け、本会は知事に通知されるおそれがある事案が発生した場合には、会則第11条第2項の規定により、会員に対し報告義務を課しています。このことは、法第17条第2項に、行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他知事の処分に違反したと認めるときはその旨を報告するよう義務づけされていることに起因します。

一方、補助者については、会則施行規則第15条（補助者）第4項に、業務の停止又は禁止を受けた場合は、その期間を経過するまで補助者を業務に従事させてはならないと規定しています。

このように、一旦、処分を受ける事態を招きますと、会員だけでなく、家族も、補助者も、お得意さんにも重大な損失を与えることになることから、あってはならないとの意識を全会員が高める必要があることを申し上げたいと存じます。

次に、本会の処分規定について申し上げます。

本会処分は、会則第12条の2（個人会員の処分の種類）に

- (1) 訓告
- (2) 1年以内の会員の権利の停止
- (3) 廃業の勧告・・・があります。

訓告とは、教え導くことであり、いましめ告げることであります。その内容は、会則施行規則第12条に、処分の対象となった会員に支部長の同行を求め、本会において副会長、常任理事及び支部長立ち合いの下、会長が行いますが、通常の場合、会則第11条の7（会員に対する指導及び調査）を適用し、再びそうした行為を行わないよう指導と助言を行います。

1年以内の会員の権利の停止についても、訓告同様処分の対象となった会員に支部長の同行を求め、本会において副会長、常任理事及び支部長立ち合いの下、会長が文書をもって通告しますが、その内容は、役員の選任に関する権利、本会の会議及び講習会等に出席する権利、本会の事務所、施設等を使用する権利、本会から文書の送付を受け、並びに参考図書及び用品の斡旋及び頒布を受ける権利、本会の顕彰、福利厚生及

び共済に基づく受益の権利があります。したがって、役員になつたり推薦人になることができません。

また、廃業の勧告については、1月以内の期限を付して配達証明郵便をもって行うとされておりますが、1年以内の会員の権利の停止と同様の措置が取られます。

一方、会費滞納による廃業の勧告は、会則第12条の5が適用されることから、一定の手続きが必要とされています。

当然のことながら、こうしたことは綱紀委員会に諮問し、その答申を待って行うことになりますし、処分を受けた会員については、知事に対する措置要求などの報告に併せて本会のHPで公表されることを覚悟しなければなりません。

この際、行政書士法第14条（行政書士に対する懲戒）の事例について、最新の情報を申し上げます。

これは、昭和50年（1975年）度以降35年間の記録です。

昭和50年～昭和63年間には、1年間～3ヶ月間の業務停止が6件、割合にすると14分の6、2年に1件強でした。

平成元年～10年までは、9ヶ月間～18日間の業務停止が8件、割合にすると10分の8、1年に1件弱と倍増しました。

これが平成11年～20年までになると、業務の禁止6件、業務の停止38件、戒告10件の計54件、割合にすると10分の54、1年に5件強と5倍増です。

直近の平成21年は、6ヶ月間の業務の停止～戒告5件と平成元年～10年対比で、これも5倍増、しかも法第13条の22第1項の立入検査が22件、法第14条の3第1項の措置要求が37件、法第17条第2項の知事への報告が8件、内1件は静岡会あります。このほか、法第18条の6知事の報告要求が13件、同勧告が1件と予備軍が急増しています。

その内、5倍増となった平成21年度の5件を見ますと、建設業法違反で6ヶ月の業務停止、職務上請求書で2ヶ月の業務停止、農地法関連で1ヶ月の業務停止、補助者へのセクハラで15日間の業務停止、戒告処分は農地法関連で依頼者に直接確認することを怠った・・・というものです。

20年度には、在留資格更新許可申請での虚偽記載、帳簿への記載、保存義務違反で9ヶ月の業務停止がありますが、最近は外国人関係業務でトラブルが多発して

おり、日行連から各単位会に指導を強化するよう要請があります。

業務の禁止では、平成19年に2件ありますが、いずれも建設業関係となっています。

このことからも、本会としては、こうした事案を起こさないためにも、苦情処理や業務相談システムを立ち上げたこともあり、会員、そしてお客様、さらには官公署に対し、協力を求めるとともに情報提供をお願いするなど相互に連携し合うことに期待してやみません。

終わりに

社会貢献

行政書士会の行方を考えるとき、行政書士法に基づく法人、一般的には中間法人といわれますが、公益法人改革三法を受けて改正された公益法人会計基準なるものを無視することはできません。

なぜなら、公益法人改革三法に公益法人の定義があり、われわれ法に基づく中間法人である行政書士会もその定義に従わなければ生きていけないからであります。そこで平成19年の会則大改正に当たり特に留意した事項を改めて確認しておきたいと思います。はじめに、

- (1) 目的 公益目的事業を行うことが主たる目的であること
- (2) 資本・技術 公益目的事業を行うに必要な基礎的数値及び技術能力を有すること
- (3) 利益分配 関係者に特別の利益を与えないものであること
- (4) 過剰資金 公益目的事業に係る収入が実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと
- (5) 公序良俗 公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないもの、公序良俗を害する事業を行わないこと

が、公益法人とされていると言ふことであります。

(注) 公序良俗：公の秩序と善良の風俗。国家・社会の公共の秩序と普遍的道徳を意味し、公序良俗に反する内容の法律行為は無効されています。)

一方、公益法人として適当でないものとしては

- (1) 同窓会、同好会など構成員の相互の親睦、連絡、意見交換を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体、職域の者のみの福利厚生等を主たる目

的とするもの

- (3) 後援会など特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
があります。

こうしたことを考えての会則改正に当たり、本会の目的に公益目的事業を取り込むことを検討しました。

その検討の結果、目的中に官公署と協働して事業を行うことを念頭に「関係する官公署及び団体等との連携、協調」の次に「協働」という言葉を入れました。

最近にいたり、総務省見解なるものが出され「官公署、公益団体等からの業務受託が可能」とされたことから、当会の先見性が明らかとなったところあります。

ただ、官民の受託に当たっては、損害賠償保険への加入が言われておりますが、本会は、利益を求めるることを一義的に検討したことにより、協働事業として、許認可の認否までを行っていないため、現時点では必要性がないとしています。

さらに本会は、ADR法に関する調査・研究や行政書士ADRセンターも視野に入れるなどを会則に塑入し、社会貢献に取り組むことを明らかにしたところであります。

社会貢献とは、法人又は団体、個人による公益あるいは公共益に資する活動とされています。従来、国民の利便性向上を図る団体として中間法人の存在が許されていましたが、時代の変化と共に、特定の事業や行為を行うことが結果として社会貢献につながるとされた間接的な社会貢献に加えて、はじめから社会に資することを目的とした直接的な社会貢献への進出が求められるようになりました。

何をもって社会に資するというか、具体的な事例はもとより、明確な価値判断の基準、あるいは合意がないことが多いとされ、しばしば独善的な価値を含むこともありますと言われています。

個人の社会貢献としては、代表的なものとしてボランティアがあり、企業・団体など法人では、慈善事業又は営利活動を通じての結果的な社会問題の是正、あるいはボランティアへの援助、特定の慈善事業への人材、資機材の供出や寄付を行っております。

特に、今日では、広報や企業ブランド、企業イメージの価値もあるものの、営利企業が実施する特定の非営利活動への寄付や技術支援が企業の社会的責任の一環として普及しつつあります。

行政書士会は、特別法により認可を受けており、特

別法が改正されない限り、公益法人の認定を受ける必要はありませんが、だからといって何でもありでないことは、自明の理であります。

そこで本会は、社会貢献として次の活動を行うこととしております。

1. 直接的な社会貢献事業として

- (1) 会員のボランティア活動としての無料相談があります。

本会は毎月第一水曜日に終日、常任理事による無料相談を行っています。これ以外の日にも相談があれば、会議等で事務局にいる役員等が、いない場合には事務局で聞き取り、緊急性がある場合には、お近くの行政書士にお願いしております。

さらに支部では、自治体や商工会議所などとタイアップして随時相談会も実施頂いておりますことはご承知のとおりであります。

- (2) 会員の募金活動、慈善事業としてのふれあい募金

- (3) 会員の寄金活動、慈善事業としての自然災害寄金活動

- (4) 行政書士業務ではない成年後見人材育成事業
・・・を行っております。

2. 間接的な社会貢献事業、つまり営利活動を通じての人材供出事業、将来の職域拡大をめざした活動として

- (1) 留学生受け入れ支援事業

- (2) SIBAへの支援事業

- (3) ADR人材育成事業

- (4) 中小企業支援事業・・・を事業化しています。

なお、本会事務局職員に対する法的福利厚生を除く会員向け福利厚生事業では

- (1) 慶弔等活動事業

- (2) ソフトボール、グランドゴルフ大会

(3) 共済事業を小規模ながら行っており、現時点では、会員の皆さんにご理解頂ける事業としております。

このように、行政書士会といえども一定の社会貢献事業は必要とされていることから、今後は、例えば、皆さんからの会費の何パーセントかをこれに充てるとの合意の下で活動する必要があると・・・これは、私見であります。

行政書士制度の行方と課題

総務省から提供された情報を引用しますと、行政書

士制度の行方は、およそ次のような課題を持っているとされています。

1. 官公署に提出する書類の電磁化の進展等は、新たな業務分野を生み出すという側面もあるが、申請者本人等に書類作成や申請行為を容易にし、当該業務に係る専門性への需要を減退させる可能性があり、行政書士の分野により本質的な変化をもたらす可能性があると警告しています。
2. 外国人留学生が卒業後日本での就職を希望する場合や家族等の呼び寄せや永住許可申請を行う場合など、外国人が我が国の官公署と関連する場面が急速に拡大して行くことが想定され、官公署に提出する書類の作成等に専門性を有する行政書士に対する潜在的な期待や需要は少なくない・・・とし、行政書士がその専門性を発揮して、外国人の我が国官公署に対する手続きの真実性・正確性・明瞭性を確保することは、我が国社会・経済の発展と行政の正確性・効率性の向上に大きく貢献しうる・・・と期待しています。
3. 行政書士制度については、いわゆる「業際問題」等に焦点があたりがちであるが、むしろ行政書士を取り巻く環境の本質的な変化を踏まえれば、経験年数の少ない行政書士を含めた行政書士の業務実態や我が国社会・経済の変化を踏まえた的確な対応の重要性はより一層高まると想定されるところであり、関係者・団体にあっては、このことに十分に留意する必要があると結んでいます。

われわれ行政書士は、このことを真摯に受け止め、本会、支部そして会員が一体となって研鑽を積むことが必須であるという意識を本日ご参会の皆様と共有したいと思います。

頼れる行政書士

最後に、行政書士会の将来を考えますと、会員の絶対数が減少期を迎えることが確実視される今日、熱心な頼れる行政書士が第一線を退くと活動が一気に停滞する例がいくらでもあることから、継続性や能力担保に裏付けされた信頼のおける会員の養成は欠かせません。

頼れる行政書士は、行政書士法の目的である「行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、国民の利便に資する。」ため、高度な法的知識及び専門知識を身に

つけるべく日々研鑽を重ね、業務を行うために、本会や支部が開催する講習会や研修会に参加し、それを受講するだけでなく、実体法に精通し、高度な専門性を有する行政書士とされ、それを育てることが本会や支部の役割であります。

最近の消費者動向調査の結果を見ると「もっと」から「ちゃんと」へと意識が変わってきていると報道されています。「もっと仕事をやって、もっとお金を稼いで、もっとセレブな生活を」から「ちゃんとした仕事をやって、ちゃんとしたお金の使い方をして、ちゃんとした生活を」へと変化し始めたというのです。端的に言えば「お金第一主義からの脱出」ということでしょうか。

因みに「広辞苑」でこの言葉を引くと「もっと：その上、さらに。ちゃんと：基準に合致し、条件を十分満たした、確かに間違いない」とあります。

行政書士で言えば「もっと業務を拡大して、もっとお金を稼いで、もっと豪華な生活を」から「ちゃんとした仕事をやって、ちゃんとしたお金の使い方をして、ちゃんとした暮らしを」ということでしょうか。

そうしたことを実現する行政書士を育成するためには、メンバーの交代期をまたがっての活動の継続性を担保しなければならないと考えますが、そうしたことは容易ではありません。ここ何年かは、予算編成において継続性を担保する方式に改めると共に、役員の交代や事務局体制の変化にも対応することに意を用いてきましたが、今後の5年、10年後を見据えた行政書士会の有り様や本会運営を担う役割を有能な会員が進んで引き受ける体制づくりが早急に構築されることを望んでやみません。

特に、行政書士会は、会員主体の組織ですし、財源的にも限界があります。

こうした中、皆さんご承知のように、先の地震において駿府城の石垣が崩壊する事態が発生しました。本会は、本年度予算に会館の耐震補強の要否の診断費用を計上したばかりでもあり、危機管理に際し、会員の安否確認や情報伝達の組織作りにも、机上ではなく、想定される事態にどう対応するかを具体的に真剣に考える必要があります。

こうした背景の下にあっても、多くの会員が頼れる行政書士像に限りなく近づく努力が求められていることを申し上げ、私の持ち時間を終了させて頂きます。

ありがとうございました。

特集・著作権

著作権の存在意義と現状分析と展望

志太支部 山田 敏晴

「行政書士しづおか」編集局より、『下記の設問に答えよ』という問い合わせがありました。

私がその対象としてふさわしいのか？という疑念があるのですが、これから著作権に触れてみようという方々に資するところがあればと、いささかの愚見を述べさせていただくこととしました。

その1. 著作権の存在意義

私は著作権を学ぶにあたって、『他人の創ったものを横取りしてはいけない。これが原点である。』ということから入りました。言われてみれば当たり前のことなんですが、現実はどうだろうか？

人類が、私有財産を認める社会を構築することとしたのは、各個の生活向上意欲から生まれるダイナミズムを活用することによって、より有意義な生活を共に享受できるのではないか？というところに原点があるのだと思います。

ということは、各個へのインセンティブを奪ってしまうような社会現象が横行するようでは、人類は、「採れたものはみんなで分け合う」という原始共同社会に戻るほうが幸せだということになってしまいます。

ところで、今日、「価値観の多様化」により、人の行動規範を画一的に定めることは極めて難しい状況になっており、モラルのみによって社会の整合を図ることは、およそ不可能なことでしょう。

特に、知的財産権としての著作権の存在意義は、著作権者の側に立つか？利用者の側に立つか？によっても大きな違いがあります。

より範囲を広げれば、国家間の経営戦略にも関わってきます。ことに、日本のように、活用可能な天然資源の乏しい国では、「知的財産権の確立」は至上課題の一つです。

ここに、「ルールとしての著作権」の機能が要求されて来ると思うのです。

その2. 著作権の現状

わが国に著作権法が制定されたのは、明治32年

(1899年)にまで遡りますが、何ゆえに、100年間ほぼ眠りの中にいた著作権が、近年にわざわざ喧伝されることとなったのか？

コピー機やインターネットによる大量複製が可能になったこと。つまり、この権利が、プロの世界から一般社会に躍り出たことによると言えるのではないでしょうか。

world wide web上では、予想だにしなかった著作権侵害か否かの問題が次々と発生しています。

これまで、文筆家や芸術家などのプロが留意することで秩序が保たれていたのに、ごく一般人が著作権における加害者になり、被害者であることが、日常的に起こりうる状況が出現した。

一方、一般社会の著作権に関する知識、コンプライアンス意識は、まだまだ薄弱であり、政府をはじめ著作権の中核にかかわる人たちにとっては、フラストレーションが払しょくされることはないと思察できます。

その3. 著作権を対象とした行政書士業務の将来展望

私が初めて著作権法というものに触れたのは、平成14年、連合会の地下会議室でした。当時の文化庁長官官房著作権課課長であった「岡本 薫」氏の講義を受けたのです。

私がそこで感じたのは、全国に限なく存在する行政書士集団に最も期待することは、国民に対する著作権意識の啓発拠点になって欲しいということではないか？ということでした。

「啓発？では金にならないではないか」という声が聞こえてきます。しかし、立派な社会貢献事業ではないでしょうか。ご褒美は後から来ると思うのです。

著作権のルールは、まだまだ揺籃期にあります。この時期に行政書士がしっかりかかわることによって、「著作権のことなら行政書士」という社会的認識が醸成され、実務としての登録、契約等の業務も当たり前のように行政書士に依頼されるようになると思うのです。

その意味では、会としても、積極的に学校や諸団体へ会員を講師として送り込むことを考慮して欲しいと

存じます。現在、わが会においても、東・中・西と各地区で研究会が形成されており、より多くの会員に仲間になっていただき、まず講師としての活躍から始めて欲しいと思います。

さて、「著作権は行政書士」が定着してきたとき、登録、契約等の業務が日常的に数多く発生するか？については疑問があります。（予測が裏切られればありがたことです）

企業などの経営戦略に著作権をいかに織りこむか？著作権における事故をいかに未然に防止するか？こういうところに行政書士がいかに深くかかわれるかが、著作権業務の確立につながるのではないかと思います。すなわち、コンサルティング業務、相談業務です。これは自然な流れと言えるでしょう。

著作権侵害にかかる罰則規定は、年々厳しさを増しています。また、一方、著作権者が本来得られるべき利益を逸しているケースも、数えきれないほどあるのではないかと推測できます。

ここにおいて、個々の会員としては、自分のアドバイスによって顧客が高額な損害賠償や罰則の対象になるような行為を未然に防止できたとか、自分が与えたヒントによって著作権者として利益を失しないで済んだというようなケースを積み上げていくことが、ステータスの確立になり、業務の確保につながると思うのです。

また、会としても、「相談業務」が当然に報酬の対象となる業務であることについて、一般社会に周知すべくピーアールしていくことが必要であると存じます。

締めくくりとして、著作権業務は、権利の検証のみならず、顧客の事業展開方針や社会のニーズなどを複合的に意識したアドバイスを求められることが多いと思いますので、会員の皆さんにお持ちの見識を大いに發揮して御活躍されますようお祈り申し上げます。

※[日本行政]2003.10月号「著作権の今日的課題」御一読をお薦めします。

著作権の現場

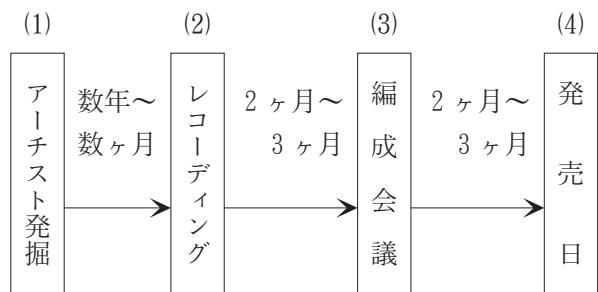
島田支部 中村 正勝

著作権について書くように、特に実務的な面についてのことでした。現在、静岡県行政書士会では、著作権相談員を育成されているようですが、講習会や研修会などで総論・各論等、法体系を学んで知識として頭に入ったとしても何か実態とのギャップがあるようを感じている方が多いのではないかと思われます。世の中見回してみると、日常生活の中には著作権に関わるもののが沢山あるにもかかわらずあまりピンとこないのは、ひとつには、プライベートユース（私的使用）には権利が及んでこないこと、もうひとつは、形が有ってないようなもの、だからではないでしょうか。私は、「あまりピンとこない」という人には、いつも、こう言います。ラジオやテレビのスイッチを入れると音が聞こえたり、映像が見えたりするでしょう。電波そのものは目の前の空間を飛び交っていても、聞いたり見たりすることは出来ませんが、スイッチをオンにすることにより聞こえたり見えたりするもの、それが著作権そのものです。と。

さて、実務をどう把えるかにより対応も違ってくる

と思いますが、丁度、今年は、1910（明治43）年に株日本蓄音器商会（今のコロムビアミュージックエンタテインメントの前身）が、日本で初めてレコード（浪花節だった）を発売してから100年目でありますので、私が携ってきたレコード業界に於ける著作権まわりについて書いてみることにいたしました。そこで、アーチスト（歌手や演奏家などの実演家）のデビュー売り出しの為のレコードやビデオなどの複製物の制作や頒布に係る業務や権利処理等について以下に記します。

1. 一般的なスケジュール（自主制作の場合）



2. デビュー迄の業務及び権利処理

1-(1)ア：アーチスト（個人又はグループ）発掘

ここはレコード会社にとって最も重要な基本的な業務で一般的にはディレクターと呼ばれる制作の人間が足と耳と目で探す。玉なのか石なのか、目利きが試されるところです。

（レコード会社のテープオーディションであったり、既にプロダクションが付いていたり、又「スター誕生」や「いかすバンド天国」などのようなテレビによる歌手発掘もある。）

(1)イ：アーチスト契約…制作部門が獲得したい

と決めたアーチストと条件協議の上契約する。専属契約又は単発契約がある。シンガーソングライターの場合には、作品の著作権について作品使用契約や音楽出版社との契約にもついていく。この際、作品の作詞者、作曲者が（社）日本音楽著作権協会（＝JASRAC）のメンバーか否か。メンバーでなくとも作品がJASRACの管理作品かどうかもチェックする。

※「ゆず」や「コブクロ」などは、街中で演奏活動をしていた（いわゆるストリートミュージシャン）ところを発掘スカウトされたケースです。

1-(2) レコーディング…法的に色々重要な要素を含んでいる音の最初の固定作業が、一般的にはレコーディングスタジオで行なわれる。シングル盤の場合は一週間程度で終るがアルバム制作の場合は数ヶ月かかることがあります。スタジオでは最終的に頒布されるレコードの元になる音源をマスター・テープという形に作り、プレス工場に送ります。

1-(3)ア：編成会議…レコード会社の最も重要な会議で少なくとも発売の2ヶ月～3ヶ月前にはこの会議で視聴される音（仮の音のこともあります）が作られていないといけない。ここでは制作部門が出席部門－営業・宣伝・ジャケットなどの制作管理・商品管理・法務著作権管理、録音スタジオ等－にプレゼンテーションし、制作意図、発売ターゲットなどにつき説明する。特に営業部門は厳しく、制作部門の計画販売数より下回る数

字しかつけられないと対立することもあります。

(3)イ：ジャケット制作、歌詞チェック、ジャケット用の写真撮影したり、素材の調達（例えば、小物だったり、ヨーロッパ印象派の絵画など）、ライナーノーツなど解説を依頼して解説書を作成する。レコード制作発売事業会社の業界団体である（社）日本レコード協会内にある自主規制組織であるレコード倫理審査会（通称：レコ倫）に歌詞を提出し、一応チェックを受けます。発売後にクレームがつき発売停止した事例もあります。

(3)ウ：プロモーション計画…宣伝部門はアーチストを売り出す為の色々な仕掛けを工夫します。新聞、雑誌チラシ等の紙媒体、ラジオ、テレビCATV、ミニFM等の電波媒体、他企業とのタイアップなどの宣伝計画を立てます。

(3)エ：権利処理…法務・著作権部門と経理部門の印税管理部門（会社によって組織・名称は異なりますが）は、JASRACとの包括管理著作物使用契約に基づき、発売前に著作物の使用申請を書面にて申請します。音楽著作物を大量に使用するレコード会社は、JASRACとの間にJASRACの管理する作品を包括的に使用することに関する契約を締結しており諸条件が設定されていて、経済的条件の他に申請の時期や、印税の計算期、支払日、監査についてまで、かなり詳細に取決められています。作者がJASRACのメンバーでない場合は、本人と直接、作品使用契約を結んだり、プロモーションの関係などからり音楽出版社に作品の権利を預けることによってJASRACの管理作品となりJASRACとの契約に基づいて使用できることになります。＜音楽出版社とは音楽作品の権利を預かり、楽曲そのものの使用を促進することにより著作権収入を図る出版社で、放送事業者系、楽譜・書籍出版社系、プロダクション系、レコード会社系などがあり基本的にはJASRACのメンバーになっています＞

3. 発売

通常は、レコード会社の日本各地区にある営業所と、再販売価格維持について取決めのある特約店契約を結んでいるレコード店の店頭にて、所定の期日に一斉同時発売します。この時に各営業所が独自の販促活動を行ったり、宣伝部門と連携してアーチスト本人がレコード店頭に出て、サイン促売会などを行なうこともあります。

4. その他

一般的にレコード会社には、歌謡曲流行歌演歌部門の他に、ポップス、学芸教養純邦楽、洋楽、カラオケ事業者向けのカラオケ制作などの制作部門があり、それぞれに対応した権利処理が必要となってきます。

- (1) 学芸部門などでは、ある文芸作品を基に浪曲としてレコード化するケースなどがあり、この場合は翻案権をクリアするため作家本人又は(社)日本文芸著作権保護同盟と契約します。
- (2) レコード制作には、前述のようにレコード会社自らが音源を作る、自主制作する場合（これを自主原盤という）と、音源を外部の者が制作する場合（これを外部原盤という）があります。（違うパターンの契約もあります）特に洋楽部門では、自主原盤もありますが、殆んどが海外のレコード会社の制作した原盤からの複製となります。この時、海外のレコード会社を取り交わされるものがライセンス契約（＝原盤使用許諾契約）と言われるもので、皆さんが多分ご存知だと思われるアーチストで言いますと、ピアノの貴公子と言われ、1978（昭和53）年に発売された「渚のアデリーヌ」で日本デビューした。リチャード・クレイダーマンは、フランスのレコード会社、Delphine社と、又、1979（昭和54）年にビクターから発売され、ディスコミュージックとして一大ヒットとなり、振付されて学校ダンスの定番となったり、保育園や幼稚園などで今でも使われている、「ジンギスカン」のジンギスカン（グループ）は、西ドイツのJupiterレコードとライセンス契約をして日本発売されたものです。
- (3) 専属楽曲の管理……JASRACが設立された1939（昭和14）年以前に既に存在していた

レコード会社では、作詞家、作曲（編曲）家の専属制をとっていて、作品の独占使用契約をしており、当該専属会社でのみレコード発売出来ました。ビクターで言えば、作詞家では、佐伯孝夫、吉川静夫、宮川哲夫など、作曲家では、戦前は中山晋平、佐々木俊一、戦後では吉田正、渡久地政信、鈴木庸一他、コロムビアで言えば、作詞家では、西条八十、藤浦洸、石本美由起、作曲家では古賀政男、万城目正、船村徹などがいます。又、移籍して専属先が変る作家の作品もあり、ややこしいところもありますが、戦前、戦後のヒット曲の多くは専属作品と言っても過言ではありません。これらの作家の作品を他のレコード会社が使用したい時は個別にレコード会社の許諾を得て使用することになります。これらの専属楽曲の管理もします。（注：法69条参照）

- (4) 販促用に「おまけ」を付けたりする時の独禁法への対応、何らかのキャラクター、例えば、ドラエモンや、サザエさんなど、の絵や写真を使用する場合の商品化権の処理、アーチストのキャラクターを商標化（顔や名前など）し、キャラクターグッズとして使用されることのライセンス業務、外部からのクレーム処理や、応訴や提訴など訴訟対応業務など、種々な業務があります。

5. まとめ

著作権の実務とは、著作者、著作権者や著作隣接権者の保有する権利を利用するに当り、その権利の所在を確認し、適法に処理すること。と言えます。

以上、かなり大まかな記述ではありますが、少しでも著作権というものの実体をイメージすることの一助になりましたなら幸いです。最後に問題を一つ出しますので考えてみて下さい。

〔問題〕あなたは何年かぶりに高校のクラス会に出席しました。その会で、現在、母校の教師をしている友人に、次のような相談を受けました。「今、三年生の担当をしていて、来年、卒業するに当り、生徒から、卒業アルバムは従来の写真集アルバムではなく、DVDで作りたいという声が多く、卒業アルバム制作委員会を作り検

討に入ったところで、収録時間は120分前後、コンテンツ（収録内容、素材）は、入学式から始まり、遠足、体育祭、文化祭、クラブ活動、修学旅行、文化人を呼んだ講演会、卒業式、クラス写真、創立当時の学校風景、等で、これらは、従来から学校側が記録のために収録していたビデオ映像や写真を使用する。出来れば、入学から卒業までの間に起った社会ニュースの映像としてNHKのニュース映像も入れたい。又、印刷物資料も添付され、校長、PTA会長、その他来賓、OB達の祝辞や、顔写真、校歌応援歌の歌詞、学校側が収録した映像から一部抜き出した学校、教室の写真などが収められ、ジャケットには創立当初の学校正門と現在の正門と校章が使われる。更に良いアルバムにしたいので、卒業式のシーンのバックには、森山直太朗、歌唱の「さくら」を、又、教室での授業やクラ

ブ活動のシーンのバックには、ペギー葉山、歌唱の「学生時代」のレコード音源を、入学式のシーンでは、コーラス部の歌う「高校の校歌」の音を収録したものにしたい、という方向で検討されているところであるが、どうすれば良いか、製造数量は400枚で、卒業生350枚、制作協力関係者40枚、保存用10枚とし、寄贈用以外は有償頒布にしたい」というものでした。卒業生に喜ばれるDVD卒業アルバムが出来るよう解決してあげて下さい。（但し、このケースで実際に実現するかどうかは別問題です）

略歴：1942（昭和17）年、横浜生ビクターエンタテインメント（前身は、日本ビクター（株）音楽事業本部）にて法務・著作権業務担当、（社）日本レコード協会・著作権部長等、歴任。

成年後見人等養成講座 受講者追加募集のお知らせ

静岡県行政書士会では、社会貢献の一環として成年後見制度に寄与していくため成年後見人等養成講座の開設を予定し、9月に受講者の募集を行ないましたが、募集人数に若干の余裕がありますので、下記のとおり追加募集を行ないます。

記

講座開設期間 平成23年1月から平成23年3月まで3ヶ月間（予定）

募集人数 若干名

申込締切 定数になり次第締め切れます。

申込方法 静岡県行政書士会ホームページをご覧ください。

この講座は、将来、成年後見人等を引き受けいただける方を対象にしています。

渉外家事国際委員会講習（平成22年9月15日）

外国人研修・技能実習制度の改正について

渉外家事国際委員（西遠支部） 杉浦 登

外国人研修生制度は、「開発途上にある国々に対し技術・技能を移転させることを目的として、我が国に研修生を招いて、技術移転による人材育成を行い、それらの国々の発展を支援するという長く広くその効果が浸透していく国際協力・国際貢献」（法務省入国管理局）であるとして制度化されたものである。

我が国における外国人研修生受入れは、1950年代後半に始まり、1989年の入管法の改正により在留資格に「研修」が設けられた後、1990年に研修生制度を改正し、いわゆる「団体監理型」（中小企業団体等を通じて中小企業等が研修生の受入れを行う形態）を導入し、受入れの条件緩和が行われた。

その後、1993年には、研修を修了し所定の要件を充足した研修生が技能実習生として雇用関係の下で引き続き本邦に在留（在留資格は「特定活動」）できることとなり、さらに1997年には技能実習中の滞在期間が2年に延長され、研修の滞在期間と合わせて最長3年本邦に滞在できる現在の制度（改正前）となった。

そして今般（2010年7月）、技能研修・実習生の権利保護を目的に在留資格「技能実習」が創設されたところである。

旧制度の概要

「外国人研修生」は、外国の送出し機関から送出されて来日し、日本の受入れ機関において研修するものである。研修内容は、単純な反復作業の研修でないとされ、また、受入れ機関は、研修時間の3分の1以上の時間を日本語研修などの「非実務研修」（いわゆる座学研修）に当てる 것을原則とされた。研修期間は1年以内（在留資格は「研修」）である。

「外国人実習生」は、上記の研修を終了した研修生が、国の技能検定基礎2級相当の試験に合格することにより、同一機関でより実践的な技術取得のために、雇用関係の下で更に2年間滞在可能となる制度である。これが技能実習であり、在留資格は「特定活動」となる。

受入れ方式は大きく2種類に分かれ、「企業単独型」と「団体監理型」がある。「企業単独型」は、受入れ機関の合弁企業・現地法人・一定の取引先企業から企業単独で受け入れる方式であり、「団体監理型」は、事業協同組合や商工会議所等がそのメンバーである企業と協力して行う方式である。「団体監理型」による研修生の受入れが急拡大しているが、これに伴って研修生・実習生に関する問題や事件が多発していたことは周知の通りである。

問題発生の原因は、制度趣旨と実態の乖離にある。つまり、いわゆる3K職種など日本人労働者を確保出来なかったり、価格競争に晒されている中小企業が、本来の目的である国際貢献ではなく、低賃金の労働者確保のために本制度を利用するケースが目立つこと、一方研修生サイドでも研修目的ではなく、「出稼ぎ」を目的とする者が多くなっていること、その結果として以下のようないかん侵害や事件が発生していたのが実態である。

問題事例

- (1) 研修生の労働実態（研修期間における残業）
- (2) 技能実習生に対する労働関係諸法令違反の横行
- (3) 人権侵害行為の多発
- (4) 在留資格の不安定性
- (5) 送出し機関の問題

改正の経緯

外国人研修・技能実習制度は日本の社会に定着し、2008年には研修生としての新規入国者が10万人を超え、研修から技能実習への移行者も8万人を越えるようになったが、一方上述のごとく多数の事件・問題が発生し社会問題となってきた。これを解消するため、入管法を改正し、研修生・技能実習生の保護を図ることとしたものである。

改正のポイント

1 在留資格「技能実習」の創設

研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、次の活動を行うことができる在留資格「技能実習」を創設

①技能実習1号（従来の「研修」に相当）

「講習による知識修得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」。受入れ機関の形態により2種類に分けられる

イ 海外にある合弁企業等事業上の関係を有する企業の社員を受入れて行う活動（企業単独型）

ロ 商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動（団体監理型）

②技能実習2号（従来の「実習」に相当）

①の活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事するための活動。技能実習2号も1号と同様に
イ企業単独型、ロ団体管理型に分類される。

これにより、実習全期間を通じ雇用契約に基づき労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用されるようになった。

2 講習の充実

講習期間

技能実習1号の活動期間の1／6以上の期間（海外で1月かつ160時間以上の講習を受けた場合

は1／12以上の期間）

講習内容

①日本語

②技能実習生の法的保護に必要な情報

（本項の講師は外部の専門的知識を有する者でなければならない）

③日本での生活一般に関する知識

④円滑な技能等の修得に資する知識

*②の講習の義務付けが重要である。

3 その他

以下の事項について、関係省令の改正等が行われた。

①受入れ団体の指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化

②重大な不正行為を行った場合の受入れ停止期間の延長

③送出し機関と本人との間の契約内容の確認強化など

詳細は、入国管理局発行のパンフレット参照

上述のごとく今回の改正により技能実習生の権利保護が図られている。

行政書士の業務面から見れば、従来からの入管業務以外に、専門家として法的保護に関する講習の講師として本制度の適正運用を担うことができるようになったことは特筆に値するところである。

「静岡ホビーフェア」見学記

『行政書士しづおか』の10月号の編集会議のこと、「いま、東静岡駅の近くで模型の世界首都 静岡ホビーフェアをやってますよね。」

「それじゃあ、静岡ホビーフェアの記事を載せるのも面白いね。」

ということになり、M広報委員長、写真担当のNさんそして私の3人でホビーフェアの取材に行くことになりました。

お盆休み明けなら少しは空いているのではと考え取材日を8月17日に決定。しかし、当日会場に行ってみると予想以上の人出、また、女性の入場者も以外に多くちょっとビックリしました。入場してまずはお目当てのRG 1/1 ガンダムゾーンに直行、と思っていたのですがこの日も天気は快晴、あまりの暑さに売店に行き『かき氷』を食べることに。TVでは「お台場ラ



メンパーク」のCMを流していますが、それ以外にも色々な売店がありそれを眺めながら歩いていると、夏祭りに来た雰囲気を味わえます。また、会場内にはステージが設置されており、休日などには様々なイベントが行われているようです。

かき氷を食べ終え、いざ、RG 1/1 ガンダムゾーンへ！！

会場近くの道路を通るときにガンダム立像を見て、大きいことは分かっていましたが、間近で見る18m 1/1 ガンダム立像はさすがに迫力があり、取材であることを忘れ持参のデジカメで写真撮影に熱中。また、ガンダム立像の足元まで行き直接触ることが出来る「タッチ&ウォーク」に参加。「機動戦士ガンダム世代」として模型とはいえ1/1のガンダム立像に触ることが出来るとは正に夢のような体験でした。「タッチ&



ウォーク」のあと隣にあるオフィシャルショップに入ろうと思ったのですが、入店するための行列ができており30分待ちということなので入店は諦め、飲食ブースにあるガンダムカフェでジャブローアイスコーヒーを購入し、ちょっと一服。

さて、当初の予定ではこの後もう一つの目玉である「お台場ラーメンパークin静岡」で取材を兼ね昼食をとるはずだったのですが、中年三人組には炎天下でラーメンを食べる気力がなく、全員一致でクーラーの効いた国道沿いのラーメン店で昼食をとることに変更。

昼食をとり気力を回復したところで、再び会場に戻り『ホビーミュージアム』を見学しました（ホビーフェア会場に入場するのは無料なのですが、ここは有料で大人は600円・子供は200円です）。中に入ると「プラモデル50年史」というコーナーがあり様々なプラモデルやプラモデルの箱が展示されています。それらの展示物の中には子供のころに夢中で作った物もあり、気分はすっかり小学生に逆戻り。他のコーナーには1／1のコア・ファイター（「機動戦士ガンダム」に出てくる戦闘機）が展示されており、こちらもガンダムファンには見逃せません。

今回は取材のための来場でしたが、ついでに取材を忘れ楽しんでしまいました。またプライベートで行こうと思っています。

RG 1／1 ガンダムゾーン 出展期間について

2010年10月1日(金)～11月30日(火)は、ガンダム立像の演出及び「タッチ＆ウォーク」、飲食ブース、オフィシャルショップは休止となります。尚、2011年1月10日(月)で「RG 1／1 ガンダムプロジェクト」は終了となります。3月27日(日)までの「模型の世界首都 静岡ホビーフェア」開催期間中はガンダム立像をご覧いただくことは可能です。



(c)創通・サンライズ



(c)創通・サンライズ

平成22年度静岡県行政書士会「行政懇談会」

日 時 平成22年9月17日 15時30分～17時30分
場 所 クーポール会館

今年も当会顧問の県会議員の皆様をお招きし、静岡県行政書士会「行政懇談会」が行われました。

前回までは1つまたは2つ程度のテーマについて県会議員の皆様のご意見をいただく形式をとっていましたが、今年はテーマごとに7つの分科会に別れ、県会議員の方々を囲んだ座談会形式で行われました。テーマについて事前に調べていただいた県議の方も多く、膝を交えた前向きで活発な議論が各分科会で交わされました。行政書士会からの意見や要望に積極的な支援を約束していただいたケースも多く見られ、とても実りの多い分科会となりました。

また分科会に先立ち「行政手続法と行政書士法」と題し、岸本副会長を講師とした講演会が行われました。

我々が行政書士としての業務を行うのに常に関係する県行政手続条例（行政手続法）等を基本から分かり易く解説していただきました。日頃からこれらを念頭において業務にあたらねばならないと改めて勉強の必要を考えさせられました。

出席された県会議員の皆様の中でも講演の内容に感心されていた方も多く、講演、分科会ともに充実した内容になりました。



1. 講演「行政手続法と行政書士法」

講師 岸本副会長

行政活動は法律に従って行わなければならぬとの法治主義の原則から、静岡県行政手続条例（行政手続法）における審査基準、標準処理期間、行政処分や指導などの概要並びに行政書士法についての講演が行われました。



2. 分科会

(1) 第1分科会（静岡県議会総務委員会グループ）

静岡県事業仕分けに関する行政書士の利活用について

座長：奥山浩行常任理事
(コンプライアンス部長)

静岡県議会議員

天野 一様
野澤 洋様
宮沢 正美様
小田巻 進様



静岡県経営管理部文書局
法務文書課

主幹 岡本 玲様
主事 芹澤 英明様

お話し合いの中心は、本会の会則にある「関係する官公署及び団体等との連携、協調及び協働に関すること」との定めに基づき、昨年から社会貢献事業として「静岡大学留学生受け入れ支援事業」に入管手続専門職である申請取次行政書士が取り組んでいることから、県が行う事業仕分けの静岡県外国人留学生支援事業中の「留学生支援ネットワーク」に行政書士会が参加することができれば、より高い社会貢献になると考えていることについて、顧問県議の皆様のご意見を伺いました。

顧問県議の方々は、外国人留学生の入り口（入国）から出口（出国）まで支援することは重要なことでありますことを十分ご承知であるだけでなく、静岡大学に限定することなく他の大学、高校まで広げること

ができればとのご意見を頂くと共に、そのことに向け応援することをお約束いただくななど大きな成果を得ることができました。

一方、要望事項として、過去に官公署等に行政書士利活用に関する窓口表示板の設置について県議会に請願し、ご採択を頂いたことが今も継続していることを踏まえ、今回、行政不服審査法に基づく審査請求、異議申立及び再審査請求における代理権を行政書士に付与する法改正に関する意見書を国等に対し、提出することをお願いしたいと考えていることについて、どういった形で請願すれば採択して頂けるかをお尋ねしました。

その結果、意見書の採択は、県議会議員の全員一致が原則であることから、その提案をする会派をどこにするかなど議会運営委員会等で協議する必要があることに加えて、請願がでれば12月県議会で採択するや否やを諮ることになるため、10月20日頃までに相談に来るようとのご示唆を賜りました。

これにより、今後、顧問県議の皆様をはじめ、県法務文書課の方々にもご教示を願うことが多いあることをお願いし、分科会を終了いたしました。

このように短時間ではありましたが、大きな成果を上げることができましたことは、ご参会くださいました顧問県議の皆様をはじめ、県行政の方々と積極的にご発言を頂いた会員各位のご協力の賜であり、ここに感謝の意を表し、分科会報告とします。

本当にありがとうございました。

(2) 第2分科会（静岡県議会企画文化観光委員会グループ） 創業支援プロジェクトにおける行政書士の利活用について

座長：中山正道常任理事
(法務経理部長)

静岡県議会議員

鳥澤 富雄 様
大石 哲司 様
赤堀佐代子 様



【現状および行政書士の利活用について】

- 行政書士は、株式会社をはじめ、NPO法人、社会福祉法人等の法人設立手続きを主要業務の一つとして取り組み、各種ノウハウやスキルを積み重ねている。特にベンチャー企業や専門家集団の

企業向けの組織として近年の会社法改正によって創設された法人組織である合同会社（LLC）、有限責任事業組合（LLP）については、設立手続きには積極的に関与しています。

- また行政書士会は中小企業支援業務として、より経営戦略を明確にし、人材育成を助け、会社のスキルアップを図り、対外的にも新たな事業展開を推し進めることができる、知的資産経営の導入を推進しています。

このように行政書士は特に中小企業の、設立から事業展開まで幅広くカバーして活動しています。そのノウハウやスキルを有効活用して、静岡県が実施している「創業支援プロジェクト」への静岡県行政書士会の参画等や、中核支援機関である（財）しづおか産業創造機構が実施している専門家又は相談員として行政書士の登録等による利活用を推進したいとお願いしました。

【顧問議員から】

- 社会の仕組みや手続きが複雑化するなかで、行政書士の存在価値が向上してきていることは、実感できます。県知事の新方針により、事業仕分けや県民の声を聞く姿勢は変わってきており、今後はますます行政書士が必要とされる場面が増えてくると思われます。今回のプロジェクトは平成22年度で一旦区切りとなるが、同様なものがあれば会としての参画及び相談員等へ行政書士の登録等については推進してほしい。できる限り積極的な協力をしたいとお話をありました。

ふじのくに多文化共生推進計画への行政書士の利活用について

（文化・観光部国際・交流局国際課）

【現状および行政書士の利活用について】

- 社会貢献事業として静岡大学の留学生の在留手続き等の相談会を毎月定期的に実施している。)
- 各地域の国際交流協会等と協働で、外国人の入国・在留手続き等に関する相談会を実施。
- 入国管理局等から講師を派遣を受け、入国管理の実態把握や入管法等の改正に関する研修会等による研鑽に努めるとともに、常に入国管理局との情報交換を行い入国管理行政の情報収集を心がけている。
- 研修を受け、入国管理局に届出を行った者が申請取次行政書士として、外国人の入国や在留資格

の取得、更新、変更等を外国人に代わって、入国管理局に申請書類の提出、受領等、及びそれに付随する相談業務をおこなっている。現在申請取次行政書士は約200名（静岡県）

5. 申請取次行政書士は個々の外国人とのつながりや、その外国人の属するコミュニティとのつながりも深く、行政と県民とのパイプ役としての役割を果たしている。

行政書士会は外国人に関する取組を積極的に推進しており、これは静岡県が推進しようとしている「ふじのくに多文化共生推進計画」にある外国人の定住化の一助として、「ふじのくに多文化共生推進計画」のNPO等の団体の一つとして計画推進に協力するため、静岡県行政書士会が参画する。また留学生をはじめとする外国人の在留手続き等の相談や手助けのため、行政書士の参画を働きかける、等のことをお願いしました。

【顧問議員から】

行政書士の外国人関係業務への関与について、多くの事業推進や200名という多数の人財を擁していくことが理解できた。これを大いに活用して国際交流や、研修支援等で、行政の推進に役立てもらいたい。社会貢献の一貫として多文化共生推進計画のなかでの国際交流のあり方や、定住者へのアドバイザーとして積極的参画を要望してほしい。行政書士の積極的活用を働きかけたい、とお話をありました。



(3) 第3分科会（静岡県議会くらし環境委員会グループ） 産業廃棄物処理業等の許可に関する行政書士の利活用について

座長：鈴木市代副会長

静岡県議会議員

大塚 善弘 様

小長井由雄 様



① 静岡県においては平成21年4月1日付けで産業廃棄物処理業許可係事務取扱

要領が改正され7月1日より産業廃棄物処理業の許可申請において、申請者の決算状況により中小企業診断士の経営診断書等の添付が必要となりました。

この事を受け、環境委員会では、21年度22年度において4回にわたる産業廃棄物に係る経営診断書の作成、財務諸表に基づく経営分析等の講習会を行い申請者の相談に答えられるよう研鑽を積んできた事を説明するとともに、中小企業診断士による診断書等についての解釈について顧問県議の皆様のご意見をお伺い致しました。御意見としては、県は國の方を見ながら、國に沿った指導をされていると思うから、他県の様子や國の意見を頂く事によって、行政書士の診断書の作成がどうしてもできないという事ではないであろうというお話をいただきました。

御前崎の産廃の不法投棄の問題もとりあげられました。心ない人の不法投棄により県や市町村をわざわざしている中で中小零細企業の苦しい現状の中、眞面目に業務にとりこんでいる産廃業者がますます悪い環境に追い込まれていく様な状態の改善がなんとかできないものか、産廃業務に取り組んでる行政書士の心配しているところであり又、改善への手伝いができればという意見もできました。

② 保管の積替え行為の取り扱いについて、山本恭彦環境委員の調査の結果、静岡市は一箇所に集めて他県に持っていく場合など一時保管を認めているが、静岡県においては、認められていないので、認めてほしいという事を、他県の例などを説明しながら、この環境を少しでも良くするような施策をたてていただき、県及び県議の皆様のご指導をお願いいたしました。

最後に、この産業廃棄物に関する問題につきまし

ては、さらに研鑽を積み産廃業者とのよき相談相手であるとともに、産廃申請業務エキスパートの行政書士をご活用くださいますよう静岡県、県会議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

**(4) 第4分科会（静岡県議会厚生委員会グループ）
医療法人設立認可に関する審議会開催について
座長：月見里和夫副会長**

静岡県議会議員
落合 慎悟 様



医療法人設立認可申請において、医療審議会法人部会の開催が必要不可欠な存在となっているところであります。本県における同審議会の開催は現在不定期となっており、開催期日が明確化されていません。その結果、申請書をいつ提出できるものなのか、審査基準日をいつにするのか、いつごろ決裁されるのか、というようなことがわからず、県民の利益を阻害する事態が続いているのが実情です。静岡県におきましては、申請見込み件数がまとまった段階で、同審議会を開催しているように見受けられます。同審議会の定期的な開催と、開催日を情報公開する等の措置を強く要望いたします。

顧問議員 落合慎悟氏よりの回答

本県における医療審議会法人部会の開催に付きましては、年2回程度の定期開催が可能である。よって、今後は定期的に開催できるよう調整を図ると共に、開催時機に付きましても、静岡県のホームページ等を利用し、情報公開いたします。
とのご回答をいただきました。



**(5) 第5分科会（静岡県議会産業委員会グループ）
事業承継・知的資産経営等における行政書士の利活用について**

座長：岩瀬喜臣常任理事
(広報企画部長)

静岡県議会議員
岡本 譲 様
小楠 和男 様
藪田 宏行 様
大池 幸男 様



(1) 許可認可を伴う事業承継

事業承継を行なう場合、適切に対応しておかなければ許可の効力が失われ、実質的に承継した事業を行なうことができなくなることがあります。

例えば、

① 建設業許可を受けている個人事業主が死亡等により廃業した場合、当然建設業許可の効力は失われ、その途端、事業を補佐していた妻や子は建設工事を引き継いで請負うことができなくなります。

しかし一定の条件を満たせば妻や子が前事業主を補佐していた経験を活かし許可を継続させることができる救済措置があります。

② 建設業許可を受けている個人事業主が法人成りし、新設会社が個人事業を引き継ぐ場合、新設会社が新たに建設業許可を受けるのに無許可の期間が生じることがないようにしなければなりません。また新設会社の建設業許可における経営業務の管理責任者（前事業主）が死亡した場合など許可の要件を欠いた場合の救済措置もありますが、新設会社の設立時に一定の条件を満たすことが必要になります。

③ 会社の合併や分割など経営する主体が変わる場合、今まで受けていた建設業許可を失い建設工事を請負うことができなくなるなど、事業計画に支障をきたす場合があります。

例えば、吸収合併の際に消滅会社の建設業許可は承継されませんので、存続会社が建設業許可を受けていない場合には合併と同時に許可を失うことになります。

※経営審査を受診している事業者は、これらの関連して、さらに必要な手続きが発生します。

以上、建設業許可を例としましたが、他の許認可

においてもその要件を満たすのに時間要するものや手続きを行なう時期が重要になるものなど事前に準備が必要なものがあります。

これらの準備を怠り、事業承継の手続きだけを先行させると計画していた事業が立ち行かなくなる場合も往々にしてありますので、定款作成など法人設立に関する業務や契約書作成などを手がけ、許認可手続きの専門家であります行政書士を活用することにより円滑な事業承継を行なうことができます。

(2) 知的資産経営の実践と行政書士業務

1. 知的資産とは、バランスシート上に現れない無形の資産で、人材、技術、技能、知的財産（特許・実用新案やブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど目に見えにくい経営資源を言います。

2. 知的資産経営とは、企業を資の高い内容に再生していくために次のステップを推進していくことであると言えます。

①企業が持っている知的資産を整理し、②自社の改善（弱みを補い、強みを引き出す等）を行ない、③その上で経営戦略や事業計画を見直し、④会社全体を一体化させ、⑤企業の特性を効果的に開示することで対外的なアピールを行い、⑥さらに経営戦略や事業計画を明確にすることで資金調達（銀行の融資）の有効な裏づけとする。

3. 行政書士の業務は、定款の作成や変更、議事録の作成、社内の規定やマニュアル等の作成、許認可の手続、事業承継や企業再生手続き並びに許認可に関する財務諸表の作成や会計帳簿の記帳など日頃から会社の運営に重要な部分に深く関与しています。

4. 知的資産経営を実践していくにあたり、会社経営に関する必要な手続きに深く関与している行政書士が、会社の現状分析、方向性の検討や事業計画策定を支援し、経営戦略の明確化と経営方針の建て直しに協力します。そして新たに構築した会社の強みを外部に対してアピールするため、目に見える形として「知的資産経営報告書」を作成します。

5. 京都府では平成19年4月に施行された「京都府中小企業応援条例」に基づき、中小企業の知的財産権やノウハウ、人材、技術力など目に見

えない企業の強みである知的資産を活かす知的資産経営（＝知恵の経営）について企業が「知恵の経営報告書」という形にし、京都府はこれを評価・認証する支援制度を取り入れています。知事名で評価・認証された認証企業は登録・公表され、認証企業には次のメリットがあります。

①資金調達「知恵の経営」推進融資制度が利用できる ②知恵の経営報告書の事業計画に基づいて開発した新商品を京都府に買い上げてもらう可能性がある ③販路拡大のため大手企業との交流会に優先的に参加できる④認証企業は京都府のホームページで紹介されるなど京都府の広報としてPRされる。

以上京都府が行なっている中小企業支援制度の概要ですが、行政書士は「知恵の経営報告書」作成に協力するという立場で参加しています。静岡県においても中小企業のために知的資産経営による支援制度を実践いただければと期待しています。

6. 産業廃棄物処理業等の許可申請にあたり、申請者の財務状況により環境省通達にある「中小企業診断上の診断書等」を添付することになっています。

静岡県ではこの通達により「中小企業診断士の診断書」を添付しなければならないとされていますが、この度環境省の解釈をお聞きしましたところ「中小企業診断上の診断書『等』」とあり、これは他士業の作成を不可としているものではないとの回答を得ました。

中小企業診断士さんの診断書作成料は平均10万円となっています。欠損を出している企業に診断書の提出が義務付けられていますので、疲弊している企業に更に高額な負担を強いることになります。

行政書士の業務は、上記3. のとおり多岐に亘っており、診断書作成に必要な財務関連の業務を行っている者もあります。他県では当初より行政書士の診断書作成を認めているところもあります。静岡県においても行政書士による診断書作成が可能となるようにご協力をお願いしました。

以上、事業承継並びに知的資産経営等における行政書士の利活用についてご説明したところ、顧問県議の皆様には大変興味深くお聞きいただきま

した。また本県も行政書士による診断書作成が可能となるようご理解、ご協力を願いしたところ、ご支援いただけたとのご回答をいただきました。心から感謝申し上げます。今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

(6) 第6分科会（静岡県議会建設委員会グループ） 建設業法に関する運用取扱について

座長：平岡康弘常任理事
(建設法人労務部長)

静岡県議会議員

森 竹治郎 様
岩瀬 譲 様
渥美 泰一 様
池谷 晴一 様

静岡県交通基盤部建設支援局

建設業課

主査 佐野 哲 様



(1) 建設業者のコンプライアンスについて

県と行政書士が密着した関係を持つことが重要で、今現在、経審の事前審査等の委託業務はすでにあるが、更に建設業法遵守についても行政書士を活用することで業法遵守の問題も解決できるのではないかと県議の方々の賛同が得られました。

建設業関係については、県ならびに出先機関において行政書士は認知されてはいるが、まだまだ行政書士を知らない市町の職員がいることもあげられ県全体、各地域で行政書士の手を借りること、その結果粗雑な手続きがなくなることの効果もあることから、そういう動きに向けて働きかける必要も指摘されました。

また建設業法自体のことについても触れ、許可要件の不具合についても意見が出され法改正に対する要望等、今後の行政書士会の活動に対する期待も含め重要な役割を担っていることの認識を持たされました。

(2) 落札制限価格の引き上げについて

発注者側の思惑と業者側の利害には相反する部分があり、難しい問題ではあるが、設計価格の研究の必要性、調査制度の廃止等、県議の方々の意見がありました。

この問題については、一概に業者側の立場の主張だけで進めることの難しさもあり、更なる制度

についての研究が必要だと感じました。

以上二つのテーマについて話し合いがなされましたが、今後に向けて私たち行政書士がどのように活動していったらいいのかという方向性も示されたような有意義な懇談会となりました。

(7) 第7分科会（静岡県議会文教警察委員会グループ） 学校教育における行政書士出前講座等の利活用について

座長：我妻和男副会長

静岡県議会議員

戸塚久美子 様

テーマ設定の経過について、座長から次の説明があって意見交換に入りました。

経過説明概要

(1) 静岡県では、現在、企画

広報部広報局において出前講座を実施しています。カテゴリー別に分類されてHPにアップされています。（全87件）

今、県が行っているものは、県民の皆様に、県政に対する理解や居住地域に対する愛着を深めていただくため、県職員が学校等に出向いてわかりやすく説明しているものです。

(2) このようなことを、将来の静岡県を背負って立つはずの若者たちに対して、学校教育の現場において、行政書士の知識・能力を利活用できるのではないか、というのが今回の提案の趣旨であります。

(3) 例えば、社会保険労務士会においては、年金の出前講座を年金事務所から依頼を受けて既に行っています。昨年、今年と県内の幾つかの高校に出向いて行っています。

(4) 行政書士会においては、プレ社会人教育として次のようなテーマが可能ではないかと考えます。

テーマ	職業としての行政書士資格
	民間企業と行政機関とを結ぶ行政書士の役割についてわかりやすく説明します。
対象	中学、高校、大学

テーマ	日本のアニメ文化と著作権法のしくみ
	著作権相談員である行政書士が著作権法のしくみについてわかりやすく説明します。
対象	高校、大学

テーマ	外国人には、なぜ住民票が無いのか？ 専門家である行政書士が外国人の在留制度についてわかりやすく説明します。
対象	高校、大学

テーマ	入学の際の文系・理系の選択で、留学生の就職先はほぼ決まる。知らない留学生等が実に多いです。 専門家である行政書士が外国人の在留資格制度についてわかりやすく説明します。個別相談にも応じます。
対象	留学生を受け入れている高校、大学、日本語学校など

テーマ	入管法が今年の七月から大きく変更になりました。外国人を技能実習生として職業紹介している監理団体は、外国人に対して法的保護に関する講習会を行うよう義務付けられました。講師は、外部の専門家（行政書士等）でなければなりません。戸惑っている監理団体等が実に多いです。 専門家である行政書士が外部の講師として、わかりやすく説明します。
対象	外国人を技能実習生として受け入れている監理団体（商工会議所、公益法人である協同組合等）、日本語学校など

テーマ	異文化交流の理解の前に、日本文化の特徴をご存知ですか。 ・日本では、三大阶段の口頭契約が多い。 ・日本の職場では、まだ年功序列と男女格差がある。
対象	留学生を受け入れている高校、大学、日本語学校など



学校教育の現場において、プレ社会人教育として、今、社会で起きている最新の知識・情報を身につけることは、近い将来、社会人となる若者にとってきっと役立つことだと思います。我々本会としては、行政書士の専門的な知識・多様な能力を広くアピールできるチャンスではないかと考えます。

第七分科会のテーマについては、他の専門士業団体が既に実施していること等もあって、「どのように進めてゆくか」「その場合、何が課題となるか」「どのようなテーマが望ましいのか」等々、前向きな議論が展開されました。他の専門士業団体の例としては、次のようなものが披露されました。

土地家屋調査士会…寄附講座

(土地家屋調査士制度)

社会保険労務士会…出前講座(年金制度)

なお、税理士会においても寄附講座はあるそうです。

戸塚県議は、県の教育委員会に打診をされてから分科会に出席されました。学校教育における出前講座等の受入れは、各学校の校長判断により可能であることがわかりました。しかしながら、意見交換する中で出前講座を実現するためには、幾つかの課題があることも明らかになりました。

例えば、最初の受入先(学校)の問題。受入先の希望するテーマの問題等々です。具体的な問題・課題は、今後、本会が真剣に事業計画を検討していく中で解決できるものと期待しております。その節には関係各位のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

戸塚県議からは、さらに、子供の教育もさることながら、父兄に対する情報提供の必要性についても

ご提言頂きました。(PTAの親学ー学習会など)

盛り沢山の話題提供・意見交換があり内容の濃く深い第七分科会だったと思います。課題はあるものの実現可能なテーマであると座長として感じました。

最後になりますが、県議会議員の戸塚久美子先生に感謝しつつ座長総括と致します。

ありがとうございました。

建 通 新 手 開

2010年(平成22年)9月27日<月曜日>

県行政書士会が行政懇談会

行政書士の果たすべき役割を強調

岸本副会長が講演



内閣府内閣次官は17日、静岡市葵区のクーポール会館で、顧問・相談役の県議会議員らと行政懇談会を開いた。今回、岸本敏和副会長が講演する岸本副会長が「行政手続法と行政書士」について講演した。岸本氏は、条例の中身やキーワードを丁寧に説明した上で、出席者に対し「行政手続き

の円滑な実施に寄与し、國民の利便に貢献しなければならない」と行政書士が果たすべき役割をあらためて強調した。

行政書士会では毎年、行政書士の日常業務の中でも県民が抱いている疑問や要望などを受けて、行政側に今後の対応策などを働き掛けるために懇談会を開いている。天野一前県議会議長ら19人の顧問が出席した。静岡県法務文書課の職員が出席した。

講演した岸本氏は、行政手続法について解説した。岸本氏は、専門知識のより一層の強化と充実に取り組んでいる実情を訴えた上で、「残念ながら各種許認可登録などの申請や届出に際して、行政書士資格を持たない者が手続きを行っている事例がある。

用法、行政救済法、行政組織法)に触れた上で、静岡県の行政手続条例の条文を説明。行政手続の審査基準、処分基準、行政指導の周知の一般原則などの意図や狙いについて解説した。

また岸本氏は、行政書士が日々から法的知識を働き掛けるために懇談会を開いている。天野一前県議会議長ら19人の顧問が出席した。静岡県法務文書課の職員が出席した。

このほか、懇談会では分科会形式で、参加者がディスカッションを実施。「県事業仕分け」「創業支援プロジェクト」「産業廃棄物処理業等許可」など7テーマに分かれて、行政書士の利活用の在り方を議論した。

さらに、自治体ごとに各種申請・届出書類の書式に違いがあるケースもあるため「できれば県内同一の行政手続きを」と、公正で透明性が確保される体制の重要性を指摘した。

無資格者による手続きは書類自体の信頼性にも疑義がもたれる」とし、行政側に対し、行政書士法に基づく窓口指導の周知徹底を要望した。

平成22年度第1回新入会員特別研修会

平成22年9月29日(水)もくせい会館2階第1会議室に於いて平成22年度第1回新入会員特別研修会が行われました。

平成22年4月1日から9月1日までの間に入会された会員を対象に下記のカリキュラムにより研修が実施されました。

出席受講者は 38名。

研修会終了後意見交換会が行われ、参加者は講師を務めた会員に活発に質問するなど、ベテランの先輩会員と膝を交えて気楽に議論できる場が設けられました。



時間 講 義 内 容

10：00	開会の挨拶
10：05	日程及び資料の説明
10：10	会長挨拶 静岡県総務部法務文書課長挨拶
10：25	倫理綱領唱和
10：35	法務文書課主幹講義 コンプライアンスについて
11：00	講 義 ○行政書士の倫理と責務 (実務上の注意事項について) ○行政書士会組織・運営について ○住民票、戸籍謄本等職務上請求書について ○日本行政書士政治連盟について
13：00	各部の講義 I 風俗保健国際部 (1) 風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等 (2) 入管・涉外家事・帰化申請等
14：10	II 建設法人労務部 (1) 建設業許可申請・経営事項審査等 (2) 法人設立手続等
15：20	III 土木農地運輸環境部 (1) 農地法申請等 (2) 自動車登録手続・車庫証明申請等 (3) 産業廃棄物収集運搬業許可申請
16：20	質疑応答及び要望事項について
16：40	閉会の挨拶
17：00	意見交換会開会
18：30	意見交換会閉会

担当及び講師

常任理事	加藤修総務部長
理 事	小 池 晴 伸
会 長	堀 内 昭 次
法務文書課長	山 崎 章 二 様
副 会 長	神 尾 瞳
法務文書課主幹	岡 本 玲 様
理 事	緒 方 博 幸
総務委員	白 井 正 則
総務委員	松 浦 富 雄
静政連幹事長	神 尾 瞳
常任理事	田中道博風俗保健国際部長
副 会 長	後 藤 博 行
副 会 長	月見里 和 夫
常任理事	平岡康弘建設法人労務部長
常任理事	日内地孝夫土木農地運輸環境部長
副 会 長	鈴 木 市 代
副 会 長	我 妻 和 男
理 事	鈴木道夫総務部総務委員長
常任理事	奥山浩行コンプライアンス部長
常任理事	中山正道法務経理部長
副 会 長	岸 本 敏 和

行政書士制度広報月間

SBSラジオの番組に鈴木副会長が、またSBSテレビに岸本副会長が出演し、行政書士制度や行政書士の業務並びに広報月間（10月）における県下47ヶ所で実施される無料相談会と10月1日と2日に行われるTEL無料相談について広報しました。

SBSラジオ番組 「中村こずえのSmile For You」に鈴木副会長が出演



鈴木副会長 ラジオ出演も慣れたもの いつも通り明るく対応



放送が終り、パーソナリティの中村こずえさんと一緒に！

SBSテレビワイド番組 「Sole いいね！」に岸本副会長が出演



緊張のリハーサル！



本番スタート！SBS原田亜弥子アナウンサーと



緊張もどこかに 岸本副会長
弁舌あざやかでした！

電話無料相談の実施

広報月間の活動の一環として電話無料相談を10月1日・2日の2日間（午前10時から午後4時まで）実施しました。
相談件数 1日が18件、2日は4件。

相続に関する相談件数が多く、他に農地転用、契約書の作成、外国人との婚姻、国籍に関する相談等がありました。



10月1日

於 静岡県行政書士会館 3階会議室



10月2日

10月1日相談員

後藤副会長
月見里副会長
鈴木副会長
岸本副会長
加藤常任理事

10月2日相談員

我妻副会長
中山常任理事
平岡常任理事
日内地常任理事
岩瀬常任理事

平成22年度日行連関東地方協議会

平成22年9月26日(日)・27日(月)に茨城県大洗町大洗ホテルにおいて日行連関東地方協議会が開催されました。26日(日)は5つの分科会が行われ、27日(月)は全体会が行われました。

分科会のテーマ

第1分科会	国際業務部門	国際業務におけるコンプライアンスの可視化について
第2分科会	業界部門	行政書士法と他士業について
第3分科会	成年後見部門	行政書士法と成年後見・現状と将来の展望
第4分科会	産業廃棄物業務部門	産業廃棄物申請に関する問題点について
第5分科会	A D R 業務部門	A D R 事業推進における問題点について ～A D R 事業の推進状況と将来の展望～

全体会のテーマ

1. 分科会報告	出席者
2. 日行連の当面の問題点	堀内会長
3. 日行連に対する要望・意見等	後藤副会長
4. 単位会における問題点及びその対策	神尾副会長
5. 諸問題に対する意見交換	月見里副会長
	我妻副会長
	鈴木副会長
	中山常任理事
	岩瀬常任理事



趣味のページ

広州・桂林紀行

たび猫

3月に同道する友あり三泊四日のパック・ツアーデ中国の広州、桂林と行ってきました。

躍進目覚ましく世界に於ける存在感が益々高まる中国ですが、中国の高揚ぶりと老大国化する日本とのコントラストが強く印象づけられた旅でした。

旅程に従い感じましたことなどを記してみたいと思います。

成田空港より広州白雲空港までは約5時間のフライトでした。

初日は広州から桂林まで乗り継ぎの時間が空きましたので少時広州の街を散策しました。

空港より市内までは車で約40分、何車線もある立派な道路が走っており高級車も散見されました。陳氏書院という昔の貴族の邸宅跡が有名な観光スポットとなっており見学しましたが立派な美術品が数多く陳列されておりました。

一番心に残ったのが大きく掲げられていた一族の集合写真ですが、文化大革命により追放、一族離散となりその後の消息すら判然としないということでした。

最後の満州皇帝溥儀が植木屋で最期を終えたように記憶しますが歴史の表舞台より繁栄した一族が忽然と消え去るなど中国の歴史の深淵さを覗き見る思いです。

広州市の中心部におとぎの世界のように大きな街路樹が繁り、通路はまるで樹々に覆われたトンネルという一画がありとても感動しましたが、ここも人・人・人の波でした。



桂林川下り

二日目は旅のメインの漓江下りでしたが、墨絵の世界の中にいるような素晴らしい時間でした。船着場より川下へ下り、また帰ってくるという4時間余のクルーズでしたが景観以上に驚かされたのが現地の住民の執拗なお土産の売り込みであり「シエンエン（千円）」「シエンエン」という掛け声と共にどこまでも追いかけてられ閉口しました。

川を下る遊覧船に竹の小舟で近付きフルーツを売ろうとする村人の姿にもびっくりしましたが唖然としたのは下船した後で友人が鵜飼の鵜と老人を撮影した時です。

鵜匠と思われるおじいさんが鵜を休ませながらタバコを吸っており「ナイス・ショット」とばかりシャッターを押すと今度は「まってました」とばかりそのおじいさんに追いかけられ猛抗議に続き挙句の果てに撮影料100円をふんだくられてしまいました。まことにしたたかな人たちです。

貨幣価値について考えると広州の街中で暮らす人達の月収が約3万ですから1,000円で一個のお土産が売れると大変な稼ぎになるわけであり彼らの必死さがわかります。

桂林市内から漓江の船着場までは車で約1時間半でしたが車に乗っている間はとても怖い思いをしました。中央分離帯もない道をもの凄いスピードで走り合せており抜きつ抜かれつのデッドヒートに生きた心地がしませんでした。

3車線道路で左右から抜かれ、抜いた車同士が車線変更したため我々の乗っている車の前面でぶつかりそうになった時には「おお神よ」と天を仰ぎました。

20数年までは水牛や荷馬車の行き交う静かな一地方



竹排ツーパイ（竹筏）

だったのでしょうかが走り出したものはもう止まれないということを強く感じさせられました。

三日目は桂林近郊の観光地（冠岩、大壩）や桂林市内観光を楽しみました。

冠岩はもの凄い規模の鍾乳洞の洞窟でしたが、見つかってから数十年しか経っていないようです。中国の国土の広さを思うと共に「日本でもしこれ程の観光資源が新たに発見されるとするなら北方領土の返還以外にないな」と思ったりもしました。

桂林市内王城の独秀峰より桂林の街並みを眺めましたが山水の世界のような不思議な山容の山々が屹立し日本ではお目にかかれぬ素晴らしい景観でした。

地球の持つエネルギー、地殻変動の凄さというものを再認識させられました。



独秀峰より眺めた桂林の街並み

旅の最終日は桂林より広州へ空路にて移動しましたが帰国便との時間調整が6時間余りありオプショナル・ツアーで再度広州市へ出かけました。

孫文記念館の他に南越王博物館を訪ねましたが南越王博物館にはびっくりさせられました。

発見された古い時代の王墓が博物館になったのですが、歴史の教科書で学んだ中国の歴史が厳然として存在するものであることを実感させられ感動しました。



南越王博物館

本当に中国四千年の歴史恐るべしです。

最近ある本で三国志時代の魏の曹操の墳墓を探しているというような記述を目にしましたがもはや荒唐無稽な話とは自分自身思いません。

このように楽しい時間はあっという間に過ぎてゆきましたが、新しい中国と古い中国の一面に触れ考えさせられることも多い旅でした。

広大な国土に限りない可能性を秘めます発展できる地域や人々から豊かになろうという姿勢がよく伝わってきますし、経済的発展の面では何より人口の多さが当分の間プラスに働くはずです。隣国が益々発展する中、少子化と財政難に喘ぐこの国の在り様、未来が本当に切なく感じられます。

最後に行政書士で生計を立てる身として中国でこの仕事が成り立つかという素朴な疑問も感じました。賄賂の横行する社会風土では日本のように公平な審査を受けて許認可権限が与えられるということは少ないでしょうし社会的モラル、意識が成熟してこないとなかなか難しいように思います。日本でこの仕事を続けてゆける喜びも感じた旅でした。



象鼻山



中山紀念堂

卓球に魅かれて

中遠支部 山本吉己

この歳でスポーツ卓球で仲間と共に良き汗を流して楽しんでいます。

年に数回は地区の大会に参加して高校生や社会人との試合で冷や汗や恥をかいています。

始めたきっかけは、事務処理が多い仕事柄、どうしても運動不足で何とかしたいなと思っていた折、長男が卓球スポーツ少年団で卓球をやり出したことがきっかけです。

もう15年前のこととなりました。

この機会が縁で、二十代半ばでやめていた卓球を20年振りにその当時の仲間の誘いもあり、指導員として13年程活動を続け現在に至っています。たしかに身体は年齢が年齢だけにきつくなりました。月1～2回週末に二時間程、小中学生を相手に指導しています。伸び盛りの子供からどんどん成長していく姿に喜びを感じています。そして元気とエネルギーをいただいています。

数年後、次男も小中高と卓球活動を続けたことが励みになりました。

指導を通じて基本練習の繰り返しの大切さ、卓球技術だけでなく精神面も合わせての大切さ、子供との人間・信頼関係の重要さなど、良き勉強になっています。

これとは別に平日の夜、クラブチーム（強くはありませんが私が代表）で仲間ときっちりとした練習を二時間程、ほぼ毎週定期的に続けています。

今では、運動不足解消とストレス発散そして技術向上をめざして卓球そのものを楽しんでいます。翌日には

疲れが残りますが快いものと思っています。

また、3年前から市内の公民館からの依頼で「初心者にも楽しめるラージボール卓球」の指導も始めました。仲間の指導員5人で生徒を常時10人位を月2回（土曜日の午前中、袋井市民体育館ほかで）練習会を継続開催しています。生徒の平均年齢は60歳を越えています。参加者は、昔を懐かしんで始めた方やまったくの初心者までバラエティーに富んでいます。最高齢は77歳です。本当に元気です。私達がハッパをかけられます（笑い）

ちなみに、このラージボール卓球（ボールサイズを4mm大きく、軽くし、ボールスピードを出にくいものにしたものです。ラリーが続きやすく、初心者から高齢者まで十分に楽しむことが出来ます）では全国的にも80代の選手も多く生涯スポーツとして愛好者が増えています。全国そして国際大会も開催されています。

興味のある方は、ぜひ連絡ください。見学は勿論のことオブザーバー参加でご一緒に良き汗を流していたければ幸いです。

会員皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。



向かって右から3番目が山本先生

投稿

珍道中ハワイ旅行膝栗毛

(富士宮支部 保坂 昭秀)

正確に数えれば47年前、昭和36年秋、私の勤務する金融機関で、ハワイ旅行積立預金なるものを企画募集した。主目的は新規顧客獲得と安定預金の獲得。当時はハワイ旅行なんて夢、外貨持出制限で米貨500ドル、しかもイエローカードなる予防注射が必要な時代、現在では考えられない環境であった。目玉商品はハワイ旅行、もの珍しさも手伝って、約4カ月で目標の1,200口に到達、やれやれと思っていた矢先、上司二名と私に添乗出張が指示され、ビックリするやら、同僚の羨望の視線が厳しいやら妙な職場雰囲気となった。

結局、健康上や、家庭、事業上の事情などから46名が参加希望、共催のKツーリストの応援もあり、事前説明会開催、沼津保健所から看護師に来所願い、予防注射米ドルの交換など多忙を極めた。

11月上旬、耐寒コートに身を包み、大きなボストンバックと共に羽田空港行き貸切りバスに乗車、初めての海外旅行なので、緊張感で参加客より自分の事で精一杯、羽田空港一時間待ちで日航機へ…旅行会社の社員は別として、金融機関添乗職員は私を含め三名、しかも二名はいずれも上司、バス、航空機の乗員確認など一人で羊の群れを追い回す番犬の責任、気の休まる時間はない。今では行われていないが、日付変更線を通過すると美人のスチュワーデスが一斉に和服に着替え飲み物など機上サービスや記念色紙へのサインサービス…ともかくピチピチの美人スチュワーデス、俺も後十年遅く、両親が、いますこしイケメンに生んでくれたらなあ。今、再建途上の日航ではどうなっているか知らないが…。

入国審査長い列、約一時間待ちで、旅行会社から事前配布されたカタカナ日常英会話手引き首引きで汗ばむ手でパスポートを入国審査官に差し出す。今ではコンピューターに事前入力されたデーターとパスポートの照合でスピーディーらしいが、「ホワット、ペラペラ」

理解出来ない、入国目的を聞いているらしいので「サイトシーニング。セブンデイス」

後何か質問されたが、聞き取れないので「リーゼン

トホテル」と暗闇に鉄砲の回答したらオッケイと入国審査が済んだ。

甘い植物性の臭うような空気、歓迎ガールが首にかけてくれる花輪レイ。ホテルに待っていたのはチョビ髭の旅行会社現地出張所長偉そうに「皆さんは海外旅行のマナーを知らない方が殆どと思うので教えます。起牀し外出する時は枕元に二十五セントのチップを置く事、乗り物は「アフターユーブリーズ」と女性を優先する事」小学生に教える様な態度に参加客のヒソヒソ話「何よ。偉そうに、あれじゃ社員がかわいそう」

朝食に出されたのは、期待していた海鮮料理でなく、パパイヤ、マンゴ、スイカ、メロン等、婦人客曰く「朝から美容食ね」

第二日夜、某建材店の社長「添乗員さんも大変、今夜私がハワイの男性天国に招待するから目の保養に一緒に行かない」

ホテル正面にはシャチの尾を立てた様なアメリカ車が待っている。その時である。参加者のSさんへ東京から国際電話「義母が死去したのですぐ帰ってくれ」

残念、仕事だから仕方ないが目の保養はストップ、Sさんの帰国飛行機の切符手配やら何やら夜半まで走り回り機会を逸した。Sさん耳元でコッソリ「ここまで来て帰国は残念本当の気持ちは女房の親だから、女房だけ帰したいが婿の立場でそうもいかない」

第三日、夕方からポリネシア文化センターでの民族舞踊ショウが終わり多数の他の観光バスに誤乗車する客多く探すのに一汗、バス乗車人員点呼、二人いない。他のバスはスムースに帰途につくのに、わがバスだけ置いてけぼり、待っている客はくたびれて苦言の連続、広大な駐車場を走り回り深夜となり、諦めてバスはホテルへ…。なんと探していた客二人はニコニコとホテル・ラウンジに出迎えてくれた。相手はお客様、怒るわけにもゆかず、部屋でコップ酒で腹立を押さえた。

第四日、アクシデント発生。農機具店の店主が海岸を散歩中、ビキニ姿の金髪美人三人に写真を撮らないかと誘われ、その気になって美人に寄添い、記念撮影している隙にジャルマーク入りの肩掛けカバンからキャッ

シュパスポートなどすり取られ、明日からの観光が不能との話、現地警察と日本大使館へ帰国パスポートの発行依頼手続きと繁忙の連続、気の毒に思った参加者から同情支援金が40ドル程集まり、どうやら観光継続が出来た。

その翌朝、ショッピングセンターで女房への土産を買おうとジャルマーク入り肩鞄を下げ海岸どおりを歩いていた私に美女三人、カモが歩いているとばかり「メイアイ・ティクユア、ピクチャー・ウイズミー」と声がかかった。もとより、私も青い目の美人女性に興味あり過ぎる程、しかし昨日の事件を体験したばかり、誘惑をグッと堪え、肩掛けバックを前に抱きしめ「ノーサンキュウ・アイムビズィ」

嘘言うなって？本當です。

最終日の夜外焼肉パーティー。椰子の木陰に八人ずつの円盤テーブル、松明の火影もムード充分。次々と食材が黒人ウェイトレスにより運ばれ、巡回コックが手際よく焼き上げてくれる。ウクレレを持った三人組のコーラス隊、ハワイの代表曲を演奏しながら各テーブルを巡回、その時である。F染色屋の主人
「おーい、黒人のオネーチャン。ビールのお代わり」

近づいてきたウェイトレス、ビールの銘柄を聞かず、ドンとビールを置くとサッサと退去「あのネーチャン、不親切だな。俺はバドワイザーと言おうとしたのに聞かず持って来た」

同席していた旅行会社の社員「お客様。ここは日本人客が多いので、ウェイトレスも日本語が堪能ですから、人種差別の様な発言は気を付けた方が良いですよ。黒人と呼ばれたのが相当頭に来たんでしょう」

「俺たちはお客様、言うなれば神様だぞ。客サービスの店員教育をどの様にしているか、マネージャーを呼べ」

この後の経過は紙面の都合で割愛するが、双方のご機嫌取り結びに一骨折ったのは事実である。

三十年経過、永年勤続の報償として一週間の休暇をとりワイフと再びハワイ旅行したがあの様な光景は再現体験出来なかった。

後記 このエッセイ今少しクシリと笑える様ユーモアを取り入れたかったが、もし、モデルになった人の目に触れると事前了解を取り付けていないから、差し障りない面白くない文章となってしまった。

軽口も時と次第で命取り——

投稿

天竜川の人柱

(静岡支部 佐藤 吉男)

(一) 明善の生家

金原明善の生家は浜松市東区安間町にあり、平成二十三年（2011）にはリニューアルしてオープンする予定だという。

そんな情報を新聞で得た私は、JRを天竜川駅で降りて、まずは金原明善記念館を訪ねてみた。この記念館は、昭和三十五年（1960）、地元関係者の「金原治山治水財団」によって設立され、道路を隔てて真向かえにある生家とともに管理されている。

コンクリート造りではあるが、老朽化した建物である。そこで、この記念館を取り壊し、生家と統合して、事務所や休憩スペースを設ける計画がすすみ、来春にも着工の予定だそうだ。

記念館の一階の真ん中に明善の銅像があり、また生

家には肖像画があるが、明善は口をへの字に結んでいて意外に強面である。しかし、明善は清水の次郎長のような任侠ではなく、田地七十町歩を有する旧家の子息であった。

(二) 明善の少年時代

明善は、天保三年（1832）八月七日、遠州浜名郡和田村字安間に、父・久右衛門軌忠（のりただ）と母・志賀との間に生まれた。幼名は弥一郎、後に久平または久右衛門と言った。父は酒造、質屋をも営んでいて裕福な家柄であった。

ただ、父の教育は厳格で、明善は一日中もくもくと働いた。地蔵院の貫志和尚から読書や習字を学んだが、ただ学ぶだけではなく、何よりも学んだことを実行に

移すことを教えられた。

母は弥一郎が十八歳の時、継母と妻を定めて亡くなった。金原家の手伝いをしていた沢が新しく母となり、弥一郎は、二十二歳で沢の娘・玉城と結婚し、暖かな家庭を持つことが出来た。そして、明治六年、父から名主を引き継いで明善と名を改めた。

家庭的には恵まれていたはずの明善だったが、子宝にはあまり恵まれていたとはいえない。安政三年（1856）、長男・明徳が生まれた後、次子は生後すぐ亡くなってしまったからである。それは、結婚した玉城が、実は異母妹であったことにも起因しているかもしれない。

安間村は天領で松平筑後守が治めていたが、金原家は名主として特別に苗字帯刀を許されていた。ほとんど江戸へ行きっぱなしの松平筑後守には、地元のことは金原家に聞かなければ、統治することができなかつたからである。

（三）暴れ天竜

少年・弥一郎の運命は、天竜川と共に決定付けられていた。

天竜川は、その源流を八ヶ岳に発して、諏訪湖に水を貯え、伊那谷や天竜峡を抜けて、遠州灘に流れ込む長い河である。

天竜川の洪水の記録は、すでに神亀元年（724）にあるというから、天竜川の歴史は洪水の歴史でもあった。

弥一郎の住む安間村でも、上流に激しい雨が降ると、天竜川は一気に水かさを増して、土石流がうなるような音をたてて流れて来た。そして、上流の富田村や一色村の堤防が切れると、容赦なく濁流が安間村に押し寄せた。荒れ狂ったどす黒い濁流に家や田畠は流され、村人はただ自然の驚異に怯えるだけであった。水が引いて濁流がおさまると、急いで堤防や田畠を修復しなければならなかったが、そのたびに村人は、多額の金と修復のための材料を必要とした。そのためには幕府に掛け合っても、時の幕府には、もはや村人を助けるだけの金も力もなかった。

というのは、弥一郎の生まれた幕末は、幕府が浦賀にやってきたペリーから通商を迫られていたし、それよりも何よりも薩摩や長州が勢力を伸ばして、幕府そのものの存続が危ぶまれていたからである。

さらにそれに輪を掛けて、富士山の噴火や安政の大震災が起こった。弥一郎の安間村でも、せっかく修復

した堤防がまた崩れてしまった。

万延元年（1860）五月と十二月、さらに、文久二年（1862）にも天竜川は氾濫を繰り返し、「暴れ天竜」という異名をとったのである。

（四）明善の治水事業

こうした時代背景の中で明治維新が起り、明善が天竜川の治水に立ち上がったのは、明治元年、三十七歳のときである。五月十九日、梅雨のため天竜川は増水して堤防が決壊し、安間村は水浸しとなった。これを憂慮した明善は、私財を提供し、破壊された堤防修復工事に奔走した。明治二年、天竜川の治水に心を痛めていた同士とも言うべき、父・軌忠が亡くなった。しかし、その弔いをする暇もなく、明治六年、さらに川普請のために投じる金原家の私財は増加していった。また明治七年、明善の継母であり、金原家のために生涯尽くしてくれた沢も、五十九歳で亡くなった。

明治七年六月、明善は、天竜川堤防会社の設立を願い出た。明治八年一月、ようやく治河協力社が認可された。だが、それでも天竜川の堤防工事は遅々として進まなかった。そこで、明治十年十二月二十六日、明善は思い切って上京し、大久保利通と会談した。そして、時の新政府に、早急に堤防工事の遂行を図るように懇願した。

はじめはいい返事をためらった大久保であったが、明善の熱意に動かされて、治水事業に内諾を与えた。これに力を得て、明善は、全財産を売却して工事に取り掛かることにした。

ところが、翌年五月、明善のことを理解してくれた大久保は、不幸にも暗殺者の凶刃に倒れてしまった。大久保を失った残念さが、しばらく、明善をうろたえさせた。さらに明善に追い討ちをかけた悲しみは、玉城が産んだ我が子が、出産後すぐに亡くなってしまった。それでも生前の大久保の力添えで、私財を売り払って無一文になった明善に対して、静岡県から子孫のために財産を残すように言われたが、明善はそれを断り、居宅を引き払って、病気がちな玉城とともに治河協力社の粗末な小屋に移った。明治十一年十一月、この貧しい小屋に天皇陛下がおいでになり、天竜川の人柱となつた明善に深く心を動かされ、

「残してせけばあふるる川水のこころや民のこころなるらん」

という歌を寄せた。この歌を刻んだ歌碑が記念館の前にある。

明治十年三月、治水専門家を養成しようと治河協力社に水利学校を創設して、人材を育てることにも尽力した。だが、明治十八年六月、治河協力社はその使命を果たして解散した。治水工事はようやく県の直轄事業となつたからである。その後、明治三十二年、政府によって巨額の費用が投じられ、天竜川改修工事が竣工されることになる。

(五) 明善の治山・疎水事業

治河協力社を閉鎖した明善は、治水の前に治山が必要であることに気付き、五十四歳で、瀬尻村の官林開拓に着手した。そして、明治三十一年、官林に植えつけた樹木を献納した。明善は献納した金を政府から戻されたが、これを受け取らず、植林事業に運用した。これより以前、明治二十三年三月には、天城御料林の植林を委託されている。やがて、瀬尻村の植林が成功して国有林から御料林に編入されると、明善は潔く山を離れた。山林が私財化することを避けたのだ。明善にとって治山事業は、国がやるべきことをやらないことに先鞭をつけたのに過ぎなかった。

また、明治三十五年、富士山麓の緑化のために、静岡県山林協会を設立した。明善は、ここにも林業講習所を開設して、人材の養成に尽力した。

明治三十七年、静岡県が基本林の造成を計画すると、川根村大間や氣多村京丸の自分の山林を寄付している。これによって、明善は、明治四十年十二月、金杯一組を与えられ褒賞を受けた。

同年の五月には、金原疎水財團を設立し、耕地と工場には用水、さらに運輸の便に資するように、三方ヶ原まで天竜川の水を分水する計画を立てた。しかし、明善はこの事業の完成を待つことなく、大正十二年(1923)一月、九十二歳で亡くなった。明善の計画した疎水事業は、金原疎水財團によって、現在でも明善の意志を継いで経営されている。

こうして、明善は天竜川の人柱となり、子孫に美田を残さなかった。その後、明善が売り払った居宅は財團が買い戻し、今日に至っている。なお、明善の墓は、浜松市中ノ町の妙恩寺にある。そのために私がひとつ心配になったのは、明善亡き後の、子息達の暮らしのことであった。美田を残されていない子息達は、果たしてどのように暮らしたのであろうか？

しかし、財産も命も使い果たした明善の墓は、空を見上げているような立派なものであった。

(六) 明善と儒教

はじめ私は、明善の指導精神は報徳運動かな、と思っていた。だが、そうではなかった。孔子の教え、即ち儒教であった。孔子は幼児期に父を亡くして、母の手によって貧しさの中で育てられている。それでも春秋時代の末期的状況の中で、人間を信じ「仁」を説いた。そして「礼」を実践した生涯である。

論語は、孔子とその弟子達の言行録。その中に、

「子曰く、志士仁人は、生を求めて以って仁を害すこと無し。身を殺して以って仁をなすこと有り」とある。

私は、明善の生き方はこれだ、と思った。なるほど、明善は仁人となって身を殺して生きることを実践した男であったと改めて思ったのだ。知行一致と言うのは、(陽明学の祖となり)、「近江聖人」としてその徳をたたえられたあの中江藤樹の教えでもあった。そこで、私は、はっきりした文献は見てはいないものの、陽明学の教えが明善の思想の根底にあると感じたのだ。明善の時代も殺戮としていて、社会改革の意欲を維持することはとても困難であったはずである。さらに明善の場合には、日本の忠君愛國の精神が国家に注がれ、国家ができないから俺がやる、という慈善の精神に充ちていたのである。

明善は、事業経営の信条として、正直、質素儉約、そして忍耐と勇気を持ってことに当たれ、と言った。

また、一向宗は一向に仏を念ずればよし、百姓は一向に精を出して働くべし、私は國家宗であるから一向に国家のためを図るとも言っている。明善のいう國家宗というのは、儒教であり、記念館には明善が学んだ「論語」が展示されていた。

ただ、その後、大日本報徳社の堀内良氏に伺ってみたのだが、そもそも報徳思想は、神道一さじ、儒教半さじ、仏教半さじといって、根底に儒教思想が流れているとのこと。だから、私の先入観念もあながち過ちではなかったことをつい最近教えていただいた。

(七) 明善の勧善会

明善が儒教に肩入れしていたことは、出獄人保護事業によく表れている。

明治十年、明善は、西南戦争で政治犯として静岡監獄に捕らわれていた岡本健三郎に同情し、岡本と共に監獄にいた川村矯一郎を治水事業に従事させた。そして、監獄の実情を聞き「勧善会」を組織するのである。

明治十四年十月、事務所を、静岡、浜松、掛川、沼

津、下田の監獄の前に置き、出獄者達の相談や就職の斡旋をするようになった。それは一見儒教の勸善懲惡の思想と矛盾するようであるが、そこには、罪を憎んで人を憎まずの心があった。通常人ならば囚人を憎悪と軽蔑の目で見るところを、明善には強い慈善心があって、何とか出獄者を更正させたいと考えたのだ。明治二十一年、静岡県出獄人保護会社を設立し、静岡市安東村に会社を置いた。明治四十四年、会社を静岡県勸善会と改め、寄付を渋沢栄一に求めるとき、道義第一主義のお互いの意見が合い通じたという。又、基本金を集めるために揮毫をしたことを江原素六が伝えている。そういえば、生家に掛けてある書は見事な文字である。後に明善は、三十八歳の若さで死んだ川村の靈を慰めるために、瀬戸の山を訪れている。この時、明善はすでに九十一歳だった。こうした明善の慈善心は、知る人ぞ知るものではあったが、現代でも人道主義の現われとして特記すべきであると、私は考える。

(八) 終わりに

また、これとは逆に、静岡県令の関口隆吉から「海防費を献納すれば位を授ける」という申し出に敢然として怒りを示したことは、明善の誇り高き民主精神のあらわれではないかと思われる。結局、正五位の位を父がもらったものとして仏壇に納めている。根っから幕臣であった関口隆吉とは、褒章に対する考え方が全く違っていたのだ。

安間村の村長に迎えられた時も、「手当てはいらない。助役二人に手当てをやってくれ」と、明善は言った。

「国がやることをやらないから、自分がやる」という気概は、誰にもまねが出来るものではない。私は、口をへの字に曲げた強面は、清水の次郎長よりも怖いと、やっと気がついた。

幕末維新といえば、新撰組や坂本龍馬などの武士の活躍が目立つ中で、同じ時代に民衆の中で民衆と共に生きた金原明善という人物を決して忘れてはならない。ややもすれば、個人主義的な我先が優先している現代に一石投じたくて、私は、天竜川駅へ降り立ったのである。

それにしても明善に美田を残してもらえたかった、その後の末裔達の生活が、やはり気がかりでならない。

完

お詫びと訂正

前号(260号) P26

投稿『酒よ』の執筆者名に誤りがありました。

(正) 富士宮支部 保坂 昭秀

(誤) 富士支部 鳥居 光好

前号(260号) P29

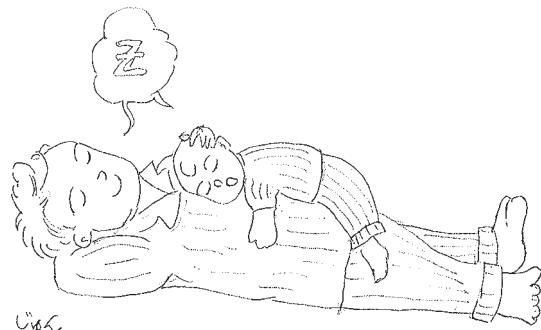
掲示板 無料相談のお知らせに誤りがありました。

(正) 西遠支部 (誤) 浜松支部

お詫びして訂正致します。

川柳

平成廿二年八月廿二日 山本順平



簡単に消せない過去の深い傷
安売りに夕餉は同じ両隣り
躓いた石にごめんと膝の傷
寝たきりの母がテレビの解説者
お世辞とは気付かず様子踏み外す
冗談もめつきり減った余命表
少子化にわがままを聞く親のエゴ
父ちゃんのお腹で亀の子眠りこけ

「行列ができる行政相談所」

第24回

所長 役 所 行 蔵



日本人の夫と離婚したが、そのまま日本に住み続けることができるのでしょうか。

私は日本人の夫と結婚し、「日本人の配偶者等」の在留資格で来日して3年になるフィリピン人女性です。私と夫との間には2歳になる子供がいます（日本国籍）が、夫は他の女性といい仲になり家を出てしましました。その後夫との話し合いで協議離婚に応じましたが、子供は私が養育しています。私が現在もらっている在留期間は3年で、更新期限までまだ2年間あります。自分で働いて得る収入と夫からの不定期に送られてくる養育費とを合わせても生活は楽ではないのですが、できることなら子供のためにもこのまま日本に住み続けたいと思います。どうしたらよろしいでしょうか。

A

先ず、あなたに現在付与されている「日本人の配偶者等」の在留資格ですが、離婚という事実により入管法上も該当しなくなつたということは申し上げなければなりません。但し、配偶者という身分を失ったからと言って即時に在留資格が失効するという扱いにはならないと思われますのでご安心下さい。更新まで2年という期間がありますが、制度の趣旨からすれば速やかに在留資格変更許可の申請をすべきでしょう。

それでは、他の在留資格への変更許可の可能性はというと、あなたのように日本国籍を持つ未成年の子を監護、養育している場合は通常「定住者」という在留資格が付与されるものと思われます。つまり、引き続

き日本に住み続けることができる可能性は高いということです。これは入管法には直接の規定はありませんが、通達の「日本人の実子としての身分関係を有する未成年者が、我が国で安定した生活を営むことができるようにするため、その扶養者たる外国人親の在留資格についても、なお一層の配慮が必要であるとの観点」に基づくものです。

なお、在留資格変更許可後、生活を維持していくのが困難な場合、生活保護や児童扶養手当等の公的扶助を受けられる可能性もあると思われます。

詳しくは最寄りの申請取次行政書士又は静岡県行政書士会に相談してみて下さい。

(涉外家事国際委員(沼津支部) 久保田吉光)



相続人の中に行方不明者がいる場合、遺産分割協議はできますか

先日、父が亡くなりました。母は3年前に亡くなっています。父の相続人としては、長男である私と、他に妹と弟（未婚）がいますが、弟は5年前に会社へ行くと言って家を出たまま行方不明になっています。警察には捜索願を出してありますが、未だに消息不明です。相続税の関係もあり早急に私と妹だけで遺産分割をしたいと思いますが、どのようにすればいいのでしょうか。



遺産分割には相続人全員の合意が必要です。弟さんも相続人ですので消息不明であるからと言ってあなたと妹さんだけ遺産分割することは出来ません。従ってご質問のような場合は、「失踪宣告」の制度を利用するか、「不在者の財産管理」の制度を利用することになります。しかし、失踪宣告は「7年間不在者の生死が明らかでないこと」が条件になりますので早急に遺産分割する必要があるのであれば、「不在者の財産管理」の制度を利用する事になります。

この制度は、不在者が財産管理人をおいていなかった場合、家庭裁判所の選任する不在者財産管理人が、不在者が出現するまでの財産管理を行うものです。不在者財産管理人の権限は、保存行為および目的たる権利の性質を変えない範囲内の利用または改良を目的とする行為に限られます。従って、これ以外の行為については権限外行為として裁判所の許可が必要になります。遺産分割協議は、不在者財産管理人にとっては「権限外の行為」とされていますので裁判所の許可を得なければなりませんが、許可を受けなければ不在者財産管理人の行為として認められます。

この制度を利用する場合の手続きは、

- ① 家庭裁判所に不在者財産管理人選任審判の申立てをする。

② 不在者財産管理人が権限外行為の許可審判の申立てをする。

③ 不在者財産管理人が他の共同相続人と遺産分割協議を成立させる。

となります。

家庭裁判所への管理人選任の申立ては利害関係人であれば出来ます、当然あなたもこれに該当しますので、あなたご自身で家庭裁判所への申立てをすることが出来ます。なお申立ての際、不在者財産管理人候補者名を記載することが出来ます。候補者にはお近くの行政書士等、法律関係に詳しい第三者をお勧めします。特に問題なればその候補者が不在者財産管理人に選任されるようです。また、申立てに際し、管理人の報酬を担保するため相当額の予納を要求される場合がありますので費用的に注意が必要です。

遺産分割の内容は裁判所の許可を受けることになりますが、不在の状況によっては不在者の相続分をゼロにすることも認められるようです。そして、実際の分割協議書では、不在者が出現した場合の措置の明示、不在者財産管理人が不在者に代わって署名、押印すること等が普通の遺産分割協議書と異なります。詳細は相続問題に詳しいお近くの行政書士にご相談下さい。

（涉外家事国際委員（西遠支部） 杉浦 登）

会員名簿正誤表

会員名簿（平成22年8月1日発行）の掲載内容に誤りがありました。

深くお詫び申し上げます。下記の通り訂正をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

26ページ 沼津支部 No.103 山田和彦会員 登録番号	(正) 第10170158号	(誤) 10170058号
42ページ 清水支部 No. 46 望月敬介会員 FAX番号	(正) 054-363-3310	(誤) 054-368-3310
93ページ 西遠支部 No.333 倉田大輔会員 登録番号	(正) 第10170159号	(誤) 10170059号
121ページ 中遠支部区域の表示の誤り	支部の名称の誤り	(正) 西遠支部 (誤) 西部支部

講習会・研修会

産業廃棄物処理業の 経営診断書作成の実務講習会

日 時 平成22年7月21日(水)自13時30分至16時50分

会 場 もくせい会館「富士ホール」

講 師 栃木県行政書士会専門業務特別指導員

金敷 裕様

出席者 副会長 鈴木

部 長 日内地、委員長 青島

委 員 斎藤、二宮、諸田、森下、山本

小倉、長谷山

受講者数 113名

議題・研修議題

- (1) 経営診断書作成の実務
- (2) 浜松市条例（産廃）の一部改正の説明
- (3) 診断書作成の要否について



産業廃棄物処理業務に関する講習会

日 時 平成22年8月25日(水)自13時30分至16時30分
会 場 ニッセイ静岡ビル2階
講 師 栃木県行政書士会 松岡英彦様
静岡県行政書士会 山本委員
出席者 副会長 鈴木
部 長 日内地、委員長 青島
委 員 斎藤、二宮、諸田、森下、山本
小倉、長谷山

受講者数 90名

議題・研修議題

- (1) 財務諸表に基づく経営分析
- (2) 産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領について



建設業委員会業務講習会

日 時 平成22年8月30日(月)自13時00分至16時45分
会 場 静岡県総合社会福祉会館(シズウェル)
703会議室
講 師 第1部 建設業委員会 梅原勤一委員
増田和紀委員
第2部 静岡県交通基盤部建設業課許可班
主査 佐野 哲様
主任 横原 宏様

出席者 会長 堀内、副会長 月見里

部長 平岡、委員長 鈴木(幹)

委員 梅原、増田、前田、竹内、塩崎、
鈴木(亨)

受講者数 142名

議題・研修議題

- (1) 事業承継、法人成、特定成他の許可申請
と経営審査
- (2) 合併、分割等に伴う許可申請と経営審査



国際業務講習会

日 時 平成22年9月15日(水)自13時30分至16時45分
会 場 静岡市職員会館(新中町ビル) 3階大会議室
講 師 第1部 名古屋入国管理局就労審査部門
出席者 第2部 渉外家事国際委員会 杉浦 登委員
会長 堀内
部長 田中、委員長 大高
委員 久保田、杉浦

議題・研修議題

- (1) 就労に関する在留資格及び法改正について
- (2) 外国人研修・技能実習制度の改正について



車庫証明申請業務に関する講習会

日 時 平成22年9月22日(水)自13時30分至16時34分
会 場 静岡県総合社会福祉会館(シズウェル601会議室)
講 師 (1)静岡県警察本部交通規制課
警部補 堀内 公明様
(2)静岡県行政書士会静岡支部 中山会員
(3) 静岡県行政書士会副会長 鈴木市代会員
出席者 会長 堀内、副会長 鈴木(市)
部長 日内地、理事 勝間田、齊藤
委員長 青島
委員 二宮、諸田、森下、山本、長谷山
小倉

受講者数 69名

議題・研修議題

- (1) 車庫証明申請業務における代理人申請の新様式について
平成22年4月19日改正道路交通法について
- (2) 車庫証明申請書、保管場所の所在図・配置図の記載・作成方法及び今後の展望(軽自動車)
- (3) 車庫証明の歴史、代理・復代理申請の委任状、今後の展望について



いろいろなことが一度に聞ける1日限りの無料相談!!(予約不要)

静岡県専門事業者団体連絡協議会主催

静岡の無料合同相談会

開催日時 平成22年12月11日(土) 午前10時30分～午後4時

場 所 新静岡センター隣 B-nest内 ペガサート7階 大会議室 (JR静岡駅から徒歩5分)

お受けする相談内容



下記以外のご相談でも、お気軽にご来場ください。(予約不要 相談無料)

静岡県行政書士会

- ❖ 遺産の分割及び
遺言書作成
- ❖ 外国人の在留手続
- ❖ 自動車の登録手続
- ❖ 風俗の新規営業手続
- ❖ 建設業の新規及び
更新の許可手続
- ❖ 農地の転用手続

(社)静岡県建築士 事務所協会

- ❖ 建築 何でも相談
- ❖ 耐震診断・耐震補強
- ❖ 設計・リフォーム・
バリアフリー 等

静岡県司法書士会

- ❖ 不動産登記
・商業法人登記・供託
- ❖ 一般民事紛争
- ❖ クレジット・サラ金問題
- ❖ 成年後見・家事事件
- ❖ 身近な契約トラブル

(社)静岡県宅地建物 取引業協会

- ❖ 宅地建物の売買に
関する相談
- ❖ 賃貸借のトラブルに
関する相談

静岡県土地家屋調査士会

- ❖ 土地の境界に関する相談
- ❖ 土地の地積、
地図に関する相談
- ❖ 建物の滅失、
表題(新築・増築)
登記に関する相談

東海税理士会 静岡県支部連合会

- ❖ 不動産の
譲渡、贈与、相続に
係る税務相談
- ❖ 住宅ローン控除
について

静岡県社会保険労務士会

- ❖ 総合労働相談
- ❖ 年金相談

(社)静岡県不動産 鑑定士協会

- ❖ 不動産の価格、賃料、
地代、その他不動産に
関すること

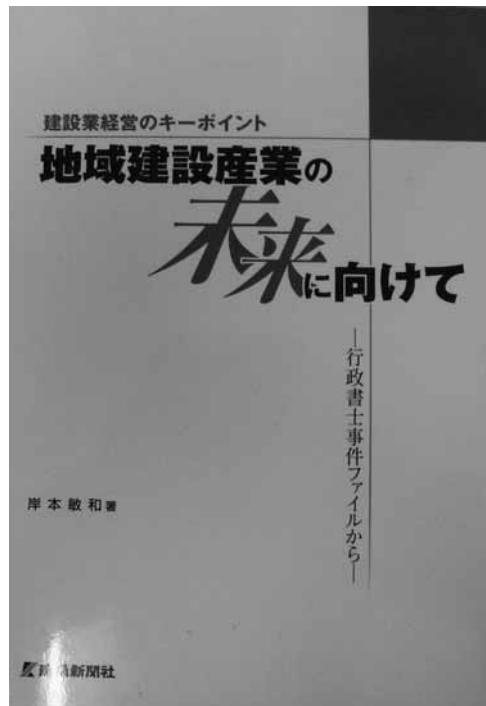
(社)中小企業診断 協会静岡県支部

- ❖ 個人事業者や
中小企業関係者の
経営全般にわたる
相談や創業したい
方の相談

《お問合せ先：(社)静岡県不動産鑑定士協会 電話：054-253-6715 FAX：054-253-6716》

静岡県行政書士会の推薦図書

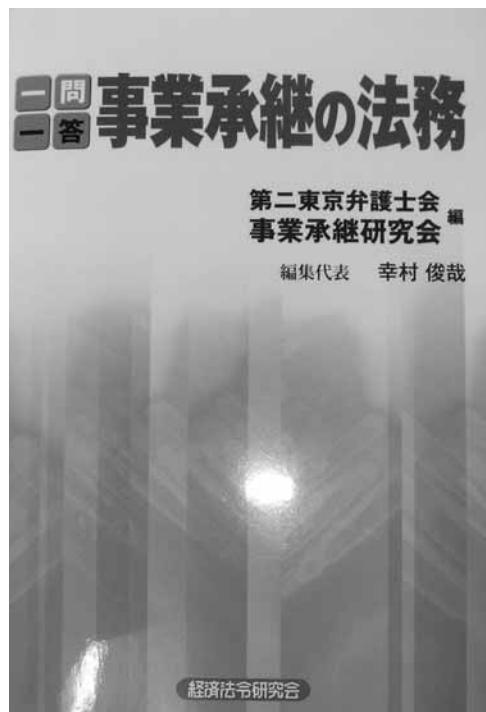
西遠支部 岸本敏和会員の著書を紹介します。



「地域建設産業の未来に向けて」

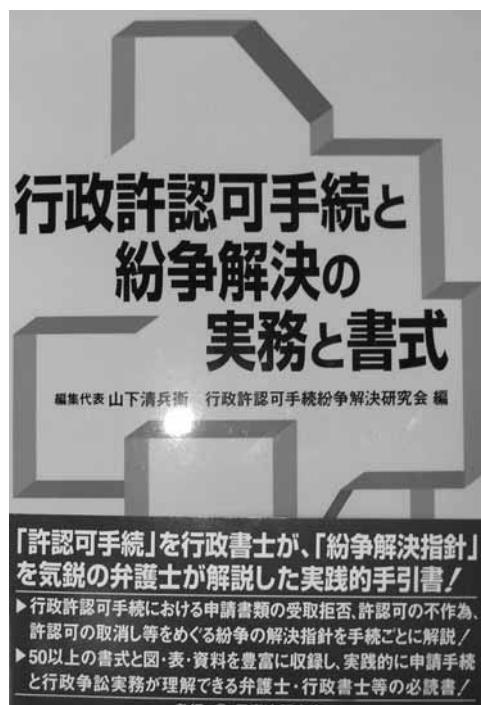
建設産業を取り巻く法令関係や行政政策の動向を把握し、市場から退場にならないよう社会的責任を全うし、経営の健全化をはかるにより生き残ることを考える。

建通新聞社：定価 1,905円+税



一問一答 「事業承継の法務」

弁護士、行政書士、司法書士などの事業承継の法務そのものに携わる専門家の実務に直接役立つこと、そして税理士、公認会計士などの事業承継の税務・会計に携わる専門家や金融機関の仕事に携わる方などにも役立てられるように編集されている。行政書士と弁護士等の共著。株式会社経済法令研究社：定価3,800円+税



「行政許認可手続きと紛争解決の実務と書式」

許認可手続きを行政書士が、紛争解決指針を気鋭の弁護士が解説した実践的手引き書。

行政書士と弁護士等の共著。

株式会社民事法研究会
定価 5,000円+税



先の民主党代表選で菅首相は「一に雇用、二に雇用・・・」と力説していた。失業率に改善の兆しは見られず、とりわけ高校・大学生ら若者の就職難は深刻だという。

先日、会社で長く人事に関わっていたという友人と同じ電車に乗り合わせた。その電車の乗降口付近に上品とは思えない格好で座り込み、知性的とは感じられない会話を大声でしていた高校生の一群がいた。友人は「企業には社会的雇用責任があるというが、君が経営者だったら、あの子たちを採用しようと思うか?彼らを含めた就職率なのだ。今時の若者は・・・」と怒っていた。まあしかし、遠い昔の清少納言も「今時の若者」を嘆いていたという。我々が若かった頃も年長者から、よくそんな風に呼ばれました。そのとおりだとすれば年々人間の資質は低下していくわけであり、枕草子から千年もたった今頃、日本はとっくに崩壊しているだろう。世代間の価値・文化観の違いはいつの時代にもあり、それを超えて若い世代には期待したい。

閑話休題、政治家先生方には、職を賭し全力で雇用の安定に努め、若者が将来に夢をもてる社会を実現してもらわねば。我々は老後を彼らに託すのだから。

サユリスト

この夏の暑さで夏バテになり、食欲がなくなり一日一食の生活。

そんな時出会ったのが『甘酒』。

現代では、甘酒は冬の飲み物というイメージですが、江戸時代には暑さ対策として夏に飲まれていたらしく、俳句では『甘酒』は夏の季語とのこと。

なるほど、鍋で温めた甘酒は見た目が『おかゆ』みたいで、なんか栄養がありそう。

一日一杯甘酒を飲み続けたのが良かったのか、なんとかこの夏の酷暑を乗り切ることが出来ました。

皆さんも、ちょっと疲れたな～という時に飲んでみてください、以外と効きますよ。 居残り佐平次

先日、娘の体育祭を見学しました。中3女子の競技種目は「タイヤ取り」。大中小たくさん並んだタイヤをどれだけ多く陣地に運べるか、という競技なのですが、ルールは“制限時間内に!”なので、一度相手陣地に運ばれたタイヤでも奪い取ってOKなのです。1つのタイヤを引っ張ってお互い一步も譲らない子、1対1で取り合ってたところにあっという間に加勢する子達が増え大騒ぎになってる一団、その横を悠々と誰にも気づかれずに一人で2つのタイヤを抱えて走り抜ける子、ひたすら陣地を守り威嚇し続ける子…。とにかく、見ていて大笑い(失礼)の競技なのですが、隣で見ていた友人が「これって群れて奪い合う感じが、いかにも“女子”じゃない?」とポツリと一言。普段の教室内もこんな感じでワーウーキャーキャーなのでしょうね(笑)。中学校生活最後の体育祭。競技終了後は、みんなヘトヘトになっていましたが、ストレス発散にもなったのでは?後はあのパワーを受験勉強に向けてくれ~と日々祈り続けてます。 訳あり商品

編集後記

暑い夏もやっと終わりました。やれやれと思っている方も多いのではないでしょうか。

10月号が皆さん的手元に届く頃には、やっと秋らしくなっていることだと思います。

秋といえば、「読書の秋」です。今回は私の気に入っている秋の夜長に読む大人の絵本を3冊紹介したいと思います。

まずレオ・バスカーリア作の「葉っぱのフレディ」

死に直面した子供に、どのように死について説明していいかとまどっている大人のための本。著名な哲学者でもある作者の死生観が平易に説かれています。

次にジャン・ジオノ作の「木を植えた男」

50を過ぎた中年の妻も子も無くした男が荒地にたった一人で植林を続けて森を作る話。

無償の行為の意味を問いかけています。

最後に田島征三作の「とべ バッタ」

鳥やカエルにいつ食べられやしないかと怯えながら暮らすのがほとほと嫌になったバッタが、自分の羽を信じて狭い世界から飛び立つ話。

自分にもまだ試していない可能性があると信じている大人のための絵本です。

どれを読んでもハズレなし。お勧めです。

趣味のコーナー

静岡県行政書士会フォトギャラリー

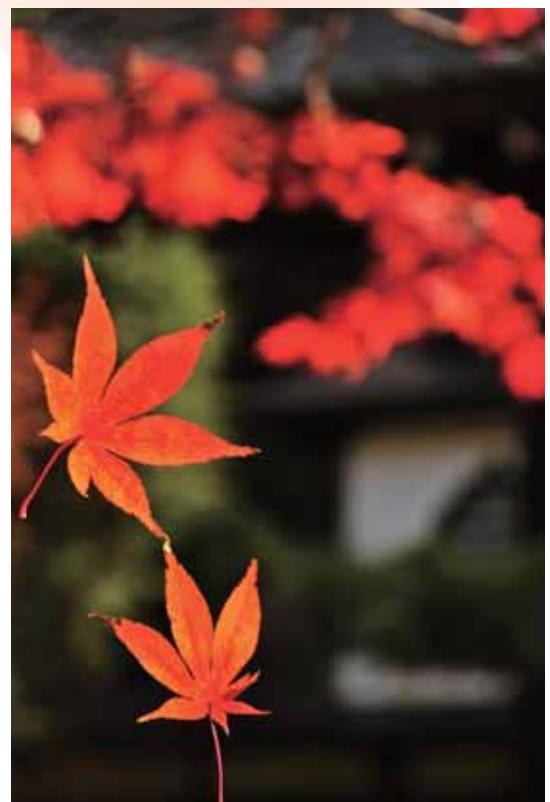
秋 の 風 景



古都の秋 沼津支部 澤山会員



秋の水面 沼津支部 澤山会員



楓 沼津支部 杉本会員

行政書士

あなたの街の法律家



「えがお」をつなぐ。「あした」を育てる。あなたの側に行政書士。

タレント 中村 雅俊

日本行政書士会連合会 後援／総務省

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。

平成22年度 行政書士制度広報月間



静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 堀内昭次 編集 広報委員長 森 保郎

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846